

平成20年2月6日(水)
15時00分～16時30分
厚生労働省 省議室

第5回

医療情報の提供のあり方等に関する検討会

議 事 次 第

- 1 医療機能情報提供制度について
- 2 医療広告について
- 3 その他

(配付資料)

- 資料1-1・・・都道府県における医療機能情報提供制度の準備状況
- 資料1-2・・・医療機能情報提供制度における専門医に関する規定に係る改正(案)について
- 資料1-3・・・規制改革推進のための第2次答申について
- 資料2-1・・・先進医療として認められている医療技術に関する広告について
- 資料2-2・・・医療機関の名称について

(参考資料)

- 参考資料1-1・・・医療機能情報提供制度の概要
- 参考資料1-2・・・医療機能情報提供制度実施要領
- 参考資料1-3・・・医療機能情報提供制度の実施に当たっての留意事項
- 参考資料2-1・・・広告規制見直しの概要
- 参考資料2-2・・・広告関係法令等条文抜粋
- 参考資料2-3・・・医療広告ガイドライン
- 参考資料2-4・・・医療広告ガイドラインに関するQ&A
- 参考資料3・・・平成20年度予算(案)の概要

都道府県における医療機能情報提供制度の準備状況

| | 都道府県知事への報告について | | 基本情報 | | 全項目 | | |
|----|----------------|----|-------------------------|--------------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| | 都道府県名 | 回数 | 時期 | インターネットを除く紙媒体等での公表 | インターネット及び紙媒体等での公表 | インターネットを除く紙媒体等での公表 | インターネット及び紙媒体等での公表 |
| 1 | 北海道 | 1 | 6月 | - | H19.12 | - | H20.10 |
| 2 | 青森 | 1 | 未定 | H20.3 | H20.11 | H20.3 | H20.11 |
| 3 | 岩手 | 1 | 未定 | - | H20.3 | - | H20.8 |
| 4 | 宮城 | 1 | 10月 | - | H20.2 | - | H21.2 |
| 5 | 秋田 | 1 | 6月 | - | H19.9 | H20年度中 | H20年度中 |
| 6 | 山形 | 1 | 2月(次年度以降は11月予定) | - | H20.3 | - | H20.3 |
| 7 | 福島 | 1 | 2月 | - | H20.3 | - | H20.4 |
| 8 | 茨城 | 1 | 8月 | - | H20.3 | - | H21.3 |
| 9 | 栃木 | 1 | 10月～11月 | - | H20.3 | - | H20.3 |
| 10 | 群馬 | 1 | 8月 | - | H20.1 | - | H20.12 |
| 11 | 埼玉 | 1 | 未定 | - | H20.3 | - | H20.3 |
| 12 | 千葉 | 1 | 10月～11月 | - | H20.3 | - | H21.1 |
| 13 | 東京 | 1 | 12月(次年度以降は11月) | - | H20.3 | - | H20.3 |
| 14 | 神奈川 | 1 | 1月(次年度以降は未定) | - | H20.3 | - | H20.3 |
| 15 | 新潟 | 1 | 1月 | - | H20.3 | - | H20.3～6 |
| 16 | 富山 | 1 | 1月(次年度以降は6月) | - | H20.3 | - | H20.3 |
| 17 | 石川 | 1 | 未定 | - | H20.3 | - | H21.3 |
| 18 | 福井 | 1 | 未定 | - | H20.3 | - | H20.12 |
| 19 | 山梨 | 1 | 未定 | - | H20.3 | - | H20.3 |
| 20 | 長野 | 1 | 1月(次年度は9月を予定、21年度以降は未定) | - | H20.3 | - | H20.11 |
| 21 | 岐阜 | 1 | 5月(22年度以降。20、21年度は未定) | - | H20.3 | - | H20年度中 |
| 22 | 静岡 | 1 | 2月(次年度以降は未定) | - | H20.3 | - | H20年度中 |
| 23 | 愛知 | 1 | 10月 | - | H20.3 | - | H20.3 |
| 24 | 三重 | 1 | 10月 | - | H20.3 | - | H21.3 |
| 25 | 滋賀 | 1 | 10月 | - | H20.3 | - | H20年度中 |
| 26 | 京都 | 1 | 検討中 | - | H20.3 | - | H20年度中 |
| 27 | 大阪 | 1 | 未定 | - | H20.3 | - | H20年度中 |
| 28 | 兵庫 | 1 | 検討中 | - | H20.3 | - | H20年度中 |
| 29 | 奈良 | 1 | 2月 | H20.3 | H20年度中 | - | H20年度中 |
| 30 | 和歌山 | 1 | 12月 | - | H20.3 | - | H21.3 |
| 31 | 鳥取 | 1 | 6月 | - | H20.2 | - | H20.2 |
| 32 | 島根 | 1 | 2月(次年度以降未定) | H20.3 | H20.4 | H20年度中 | H20年度中 |
| 33 | 岡山 | 1 | 10月(次年度以降は未定) | - | H20.3 | - | H20.3 |
| 34 | 広島 | 1 | 2月～3月 | - | H20.3 | - | H20年度中 |
| 35 | 山口 | 1 | 1月 | - | H20.3 | H20年度中 | H20年度中 |
| 36 | 徳島 | 未定 | 未定 | - | H15年度より公開 | - | H20年度中 |
| 37 | 香川 | 1 | 12月 | - | H19年度中 | H19年度中 | H20年度中 |
| 38 | 愛媛 | 1 | 未定 | - | H19年度中 | - | H20年度中 |
| 39 | 高知 | 1 | 2月(H20年度は9月、H21年度以降は5月) | - | H20.3 | - | H20.3 |
| 40 | 福岡 | 1 | 12月 | - | H20.3 | - | H20.3 |
| 41 | 佐賀 | 1 | 2月(次年度以降も2月予定) | - | H20.3 | - | H20年度中 |
| 42 | 長崎 | 1 | 11月 | H16年度より公開 | H21.3 | H20.4 | H21.3 |
| 43 | 熊本 | 1 | 2月(次年度以降は未定) | - | H20.3 | H20年度中 | H20年度中 |
| 44 | 大分 | 1 | 10月(H19年度は11月) | - | H20.3 | - | H21.3 |
| 45 | 宮崎 | 1 | 2月(次年度以降は未定) | - | H20.3 | - | H20.3 |
| 46 | 鹿児島 | 1 | 10月(次年度以降は未定) | H20.3 | H21.3 | - | H21.3 |
| 47 | 沖縄 | 1 | 1月(次年度以降は9月を予定) | - | H20.3 | - | H20.9 |
| | | | | H19年度から開始 | | 2団体 | 13団体 |
| | | | | H20年度から開始 | | 5団体 | 34団体 |

※ 平成20年1月1日現在

医療機能情報提供制度における専門医に関する規定に係る
改正（案）について

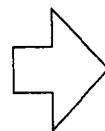
改正についての考え方

- 医療機能情報提供制度において、医療機関が都道府県に対して報告する事項として、広告可能な「専門医」を対象としている。
- 一方、医療広告規制においては、平成18年に行われた医療法改正に伴い、専門資格の対象を医師・歯科医師に限らず、それ以外の職種に拡大したところであるが、看護師の専門資格に係る届出が現にあったことから、医療機能情報提供制度においても、その対象を医師以外の広告可能な医療従事者に拡大する。
- なお、現行の報告事項は、告示において具体的な専門医名を個別に列挙する方式としているが、これを医療広告における厚生労働大臣に届出を行った団体により医療従事者の専門性について認定を受けたものを報告事項とする包括的な方式に改め、対象団体及び専門資格の追加に速やかに対応できるようにする。

改正の概要

【現 行】

- 専門医の種類として、厚生労働大臣が定めるもの
- 専門医の名称を個別に列挙する方式
※具体的には
 - ・ 整形外科専門医（（社）日本整形外科学会が認定したものをいう。）
 - ・ 皮膚科専門医（（社）日本皮膚科学会が認定したものをいう。）
 - ・ ……



【改正案】

- 医療従事者の専門性を有する者として、厚生労働大臣が定めるもの
- 公表できる対象を医療広告における厚生労働大臣に届出を行った団体により医療従事者の専門性に関する認定を受けた医療従事者とし、報告事項を包括的に定める。

医療機能情報提供制度における専門医に関する規定に係る改正（案）

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p>◎医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）抄 別表第一第二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)</p> <p style="text-align: center;"><u>専門医の種類</u>として厚生労働大臣が定めるもの及び人数</p> | <p>◎医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）抄 別表第一第二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)</p> <p style="text-align: center;"><u>医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性を有する者</u>として厚生労働大臣が定める者及び人数</p> |
| <p>◎医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項 （平成 19 年 3 月 26 日厚生労働省告示第 53 号）抄</p> <p>第八条 規則別表第一第二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に規定する厚生労働大臣が定める<u>種類</u>は次のとおりとする。</p> <p>一 <u>整形外科専門医（社団法人日本整形外科学会が認定したものをいう。）</u></p> <p>二 <u>皮膚科専門医（(社)日本皮膚科学会が認定したものをいう。）</u></p> <p>三 <u>・・・</u></p> | <p>◎医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項 （平成 19 年 3 月 26 日厚生労働省告示第 53 号）抄</p> <p>第八条 規則別表第一第二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に規定する厚生労働大臣が定める<u>者は、医療法第六条の五第一項及び第六条の七第一項の規定に基づく医業等の業務又は病院等に関して広告することができる事項（平成十九年厚生労働省告示第百八号）第一条第二号に規定する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する認定を受けた医療従事者とする。</u></p> |

参照条文等

- ◎ 医療法第六条の五第一項及び第六条の七第一項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項
(平成19年3月30日厚生労働省告示第108号) (抄)

第一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。)第六条の五第一項第七号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 次に掲げる研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨

イ 学術団体として法人格を有していること。

ロ 会員数が千人以上であり、かつ、その八割以上が当該認定に係る医療従事者であること。

ハ 一定の活動実績を有し、かつ、その内容を公表していること。

ニ 外部からの問い合わせに対応できる体制が整備されていること。

ホ 当該認定に係る医療従事者の専門性に関する資格(以下「資格」という。)の取得条件を公表していること。

ヘ 資格の認定に際して、医師、歯科医師、薬剤師においては五年以上、看護師その他の医療従事者においては三年以上の研修の受講を条件としていること。

ト 資格の認定に際して適正な試験を実施していること。

チ 資格を定期的に更新する制度を設けていること。

リ 会員及び資格を認定した医療従事者の名簿が公表されていること。

- ◎ 医療広告ガイドライン(平成19年4月1日)第3の項第5号(7)法第6条の5第1項第7号関係 (抄)

イ 医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨

次に掲げる研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨を広告できるものであること。

① 専門性資格

a 広告告示第1条第2号イからリに掲げる基準を満たす団体が厚生労働大臣に届出を行った場合は、当該団体が認定するいわゆる専門医等の資格を有する旨を広告しても差し支えないこと。

b 専門性に関する認定を受けた旨を広告可能とする医療従事者の範囲は、法律により厚生労働大臣の免許を受けた医療従事者とし、具体的には、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士又は管理栄養士とする。

(以下略)

規制改革推進のための第2次答申について

規制改革推進のための第2次答申（抜粋）

平成19年12月25日
規制改革会議

【具体的施策】

ウ アウトカム情報の公開【平成19年度中に検討開始、平成20年度中に結論・一部措置、以降逐次拡大】

患者自らが、様々な医療機関を比較検討した上、最も自分に適した医療機関を選択することは、患者の権利であり、医療機関の情報公開を進めることは、この権利を行使するために必要不可欠である。

一方で、この情報公開により各医療機関は患者に選択されることを意識せざるをえず、また他の医療機関の発した情報と比較することは競争する為の必須の条件となろう。結果として、情報提供は、質の高い医療機関にとってのインセンティブになる。

平成18年の医療法改正により、医療機関は一定の情報について、都道府県へ報告することが義務付けられ、その報告された情報をもとに、平成20年度中には、都道府県がインターネットにて医療機関に関する幅広い情報を提供する体制が構築されるなど、情報公開が制度化された。しかしながら、この医療機能情報提供制度では、疾病毎の治癒率など患者の関心が高く、医療の質の向上に資するアウトカム情報については、その分析と情報提供の有無のみが報告対象とされ、アウトカム情報そのものについては報告が義務化されていない。

今後可及的速やかに、例えば十分な客観的データを有すると考えられる国立病院、特定機能病院、地域がん拠点病院などの大規模医療機関におけるアウトカム情報の公開を義務化し、以降、段階的に対象とする医療機関の範囲を拡大すること等について、早急に検討し結論を得て措置すべきである。併せて、医療機関におけるアウトカム情報の公表が促進されるよう、実施可能なインセンティブ策を検討すべきである。

規制改革会議委員名簿

| | | |
|------|-------|--------------------------------------|
| 議長 | 草刈隆郎 | 日本郵船株式会社代表取締役会長 |
| 議長代理 | 八田達夫 | 政策研究大学院大学学長 |
| 委員 | 有富慶二 | ヤマトホールディングス株式会社取締役会長 |
| | 安念潤司 | 中央大学法科大学院教授 |
| | 翁百合 | 株式会社日本総合研究所理事 |
| | 小田原 榮 | 東京都八王子市教育委員長 |
| | 川上康男 | 株式会社長府製作所代表取締役社長 |
| | 木場弘子 | キャスター・千葉大学特命教授 |
| | 白石真澄 | 関西大学政策創造学部教授 |
| | 中条 潮 | 慶応義塾大学商学部教授 |
| | 福井秀夫 | 政策研究大学院大学教授 |
| | 本田桂子 | マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク ・ジャパン ディレクター |
| | 松井道夫 | 松井証券株式会社代表取締役社長 |
| | 松本 洋 | アドベントインターナショナル 日本代表兼 マネジングパートナー |
| | 米田雅子 | 慶應義塾大学工学部教授 NPO法人建築技術支援協会常務理事 |

規制改革会議専門委員名簿

安心と豊かさの実現

[医療タスクフォース]

阿曾沼 元 博 国際医療福祉大学国際医療福祉総合研究所教授
長谷川 友 紀 東邦大学医学部教授

[福祉・保育・介護タスクフォース]

鈴木 亘 東京学芸大学教育学部准教授

[教育・研究タスクフォース]

浅見 泰 司 東京大学空間情報科学研究センター教授
戸 田 忠 雄 教育アナリスト

[住宅・土地タスクフォース]

浅見 泰 司 東京大学空間情報科学研究センター教授

[生活・環境タスクフォース]

細 田 衛 士 慶應義塾大学経済学部教授

地方の活力・地域生活の向上

[農林水産業タスクフォース]

大 泉 一 貫 宮城大学大学院事業構想学研究科研究科長
宮城大学事業構想学部教授
小 松 正 之 水産アナリスト
昆 吉 則 株式会社農業技術通信社代表取締役・「農業経営者」編集長
本 間 正 義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
盛 田 清 秀 日本大学生物資源科学部教授

国際競争力強化による成長加速

[貿易タスクフォース]

深 川 由起子 早稲田大学政治経済学術院教授

[金融タスクフォース]

森 下 哲 朗 上智大学法科大学院教授

機会均等の実現

[労働タスクフォース]

安藤 至大 日本大学大学院総合科学研究科准教授
和田 一郎 牛嶋・寺前・和田法律事務所弁護士

[海外人材タスクフォース]

井口 泰 関西学院大学大学院経済学研究科・経済学部教授
関西学院大学少子経済研究センター長

[ネットワーク産業タスクフォース]

田中 誠 政策研究大学院大学准教授
松村 敏弘 東京大学社会科学研究所准教授

[競争政策・基準認証・法務・資格タスクフォース]

阿部 泰隆 中央大学総合政策学部教授・弁護士

[基本ルールタスクフォース]

大橋 豊彦 尚美学園大学総合政策学部教授
山本 隆司 東京大学大学院法学政治学研究科教授

官業改革による国の歳出・資産削減

[官業改革タスクフォース]

大橋 豊彦 尚美学園大学総合政策学部教授

先進医療として認められている医療技術 に関する広告について

1 先進医療として認められている医療技術の取扱いについて

広告告示第2条第2号において、「評価療養（※）」の1つである先進医療については、その実施に関して地方社会保険事務局に対する届出（以下「届出」という。）を行っている保険医療機関において、評価療養として行う場合には、その内容等の広告が可能である。

このほか、先進医療として認められている医療技術（以下「先進医療」という。）について、保険診療と併用せずに自由診療として実施する医療機関が当該医療技術の内容等の広告を行うことの可否について、具体的な取扱いを整理すると以下のとおり。

※厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）により規定

（1）広告が認められない医療技術

先進医療を実施する医療機関として医療技術ごとに設定された一定の施設基準（以下「施設基準」という。）を満たしていない医療機関において実施される当該医療技術については、「評価療養と同一の検査、手術、その他の治療の方法」として広告はできない。

(2) 広告が認められる医療技術

施設基準を事実上満たす医療機関において実施される当該施設基準に係る医療技術については、「評価療養と同一の検査、手術、その他の治療の方法」として広告可能であるが、施設基準を満たしているかどうかについては、広告を行うに際し、関連告示等に照らして、十分な確認を行うことなどにより、確実に期す必要がある。

なお、図示すると以下のとおり。

| | 施設基準を満たさない医療機関において実施される医療技術 | 施設基準を満たす医療機関において実施される医療技術 |
|---------------------------------|-----------------------------|---------------------------|
| 届出を行っている医療機関において自由診療として実施される場合 | — | 広告可能 |
| 届出を行っていない医療機関において自由診療として実施される場合 | 広告不可 | 広告可能 |

2 その他

以上の取扱いについてはQ&Aで周知予定。

◎医療法第6条の5第1項第11号

第6条の5 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

(略)

- 11 当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項（検査、手術その他の治療の方法については、医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）

(以下略)

◎医療法第六条の五第一項及び第六条の七第一項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成19年3月30日厚生労働省告示第108号)(抄)

第2条 法第6条の5第1項第11号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。

(略)

- 2 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)に規定する検査、手術その他の治療の方法

(略)

- 4 老人保健法(昭和57年法律第80号)第6条に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付並びに公費負担医療に係る給付(以下「医療保険各法等の給付」という。)の対象とならない検査、手術その他の治療の方法のうち、第1号又は第2号の方法と同様の検査、手術その他の治療の方法(ただし、医療保険各法等の給付の対象とならない旨及び標準的な費用を併記する場合に限る。)

(以下略)

医療機関の名称について

1 医療機関の名称についての考え方

従来、医療機関の名称については、広告規制により限定的な取扱いを行ってきたが、平成18年に行われた医療法改正による広告規制の緩和に伴い、広告の一種として同様の取扱いとしている。具体的な取扱いについて整理すると以下のとおり。

(1) 名称として使用可能な範囲

治療方法、部位、診療対象者など法令及びガイドライン等により広告可能とされたものについては、医療機関の名称としても使用可能。

(使用可能な例)

ペインクリニック、腎透析クリニック、女性クリニック

(2) 引き続き名称として使用が認められないもの

法令及びガイドライン等において広告が禁止されているものについては、引き続き医療機関の名称に使用できない。

(具体例)

○虚偽にわたるもの

○他の医療機関と比較して優良であることを示すもの

○事実を不当に誇張して表現していたり、人を誤認させるもの

○客観的事実であることを証明できない内容のもの 等

(認められない例)

不老不死病院、ナンバーワンホスピタル、無痛治療病院

2 その他

以上の取扱いについてはQ&Aで周知予定。

参考資料 1

| | | | |
|-------|-----------------------------|-------|---|
| 1 - 1 | 医療機能情報提供制度の概要 | | 1 |
| 1 - 2 | 医療機能情報提供制度実施要領 | | 3 |
| 1 - 3 | 医療機能情報提供制度の実施に当たって の留意事項 | | 9 |

医療機能情報の提供制度の創設

平成19年4月1日施行

医療機関に対し、医療機関の医療機能に関する一定の情報について、都道府県への報告を義務付け、都道府県が情報を集約してわかりやすく提供する仕組みを創設(薬局についても同様の仕組みを創設)

改正前制度

【患者が医療情報を得る手段】

- 医療機関の行う広告
 - インターネット等による広報
 - ※ 医療機関側による任意の情報
 - 利用者に対する医療機関内の院内掲示
- 等

【見直しの視点】

- 必要な情報は一律に提供
- 情報を集約化
- 客観的な情報をわかりやすく提供
- 相談・助言機能の充実

現行制度

医療機関

医療機関の管理者に対し、医療機能に関する一定の情報について、報告を義務化

都道府県

- 集約した情報をインターネット等でわかりやすく提供
- 医療安全支援センター等による相談、助言

住民

- 「一定の情報」は医療機関でも閲覧可能
- 正確かつ適切な情報の積極的な提供を行うよう努める責務
- 患者等からの相談に適切に応ずるよう努める責務

【「一定の情報」の例】 ※具体的な範囲は、厚生労働省医政局内に常設する検討会で検討

- 管理・運営・サービス等に関する事項(診療科目、診療日、診療時間、病床数、外国語対応 等)
- 提供サービスや医療連携体制に関する事項(専門医[※広告可能なものに限る]、保有する設備、対応可能な疾患・治療内容、対応可能な在宅医療、セカンドオピニオン対応、地域医療連携体制等)
- 医療の実績、結果に関する事項(医療安全対策、院内感染対策、クリティカルパスの実施、診療情報管理体制、情報開示体制、治療結果に関する分析の有無、患者数、平均在院日数 等)

※死亡率など治療結果情報のアウトカム指標については、今後、データの適切な開示方法等、客観的な評価が可能となったものから順次追加予定

医療機能情報提供制度〔施行スケジュール〕

公表する情報

公表方法

平成十九年度

準備
期間

【基本情報】

- ①名称・②開設者・③管理者
- ④所在地・⑤電話番号
- ⑥診療科目・⑦診療日
- ⑧診療時間
- ⑨病床種別及び届出・許可病床数

+

【別添に掲げる情報のうち
都道府県が定めるもの】

【紙媒体又はパソコン端末等】

平成二十年度

準備期間
+
運用開始

【別添に掲げる全ての情報】

【インターネット】

+

【紙媒体又はパソコン端末等】

平成二十一年度

準備期間
+
運用開始



医政発第0330013号
平成19年3月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



医療機能情報提供制度実施要領について

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）により、医療法（昭和23年法律第205号）の一部が改正され、改正後の医療法第6条の3及び関係法令により、医療機能情報提供制度が平成19年4月1日から実施されることとされたところである。

本制度の実施に当たり、各都道府県における実施方法等について、別添のとおり「医療機能情報提供制度実施要領」を定めたので、十分御了知の上、その実施に遺憾のないよう特段の御配慮をいただくとともに、管下職員等に対し周知願いたい。

医療機能情報提供制度実施要領

1 目的

病院、診療所及び助産所（以下「病院等」という。）に対し、当該病院等の有する医療機能に関する情報（以下「医療機能情報」という。）について、都道府県知事への報告を義務付け、都道府県知事は報告を受けた情報を住民・患者に対し分かりやすい形で提供することにより、住民・患者による病院等の適切な選択を支援することを目的とする。

2 情報の性格

- ・ 本制度は、病院等が自らの責任において医療機能情報を都道府県知事に対して報告し、報告を受けた都道府県知事は、基本的に当該医療機能情報をそのまま公表するものである。
- ・ そのため、病院等は、提供する医療について正確かつ適切な情報を報告するとともに、報告した情報に関して住民・患者からの相談等に適切に応じるよう努めなければならない。また、身近なかかりつけ医も、住民・患者からの相談等があった場合は、適切に応じるよう努めなければならない。
- ・ 病院等は、報告した医療機能情報について誤りがあることに気づいた場合、速やかにその訂正を都道府県知事に申し出ることとし、都道府県知事は所要の是正措置を行うものとする。
- ・ 病院等の中には、企業内の診療所のように原則として特定の者を対象とするものもある。対象者が不明な場合など病院等が提供する医療機能情報に疑義がある場合には、直接病院等に問い合わせ等を行うよう留意しなければならない。

3 実施主体

- ・ 都道府県を実施主体とする。
- ・ ただし、本制度を実施するに相応しい法人に対して委託することは差し支えない。この場合において、都道府県は住民・患者への情報提供が円滑に行われるよう、十分な連携・調整を図るものとする。

4 実施体制

(1) 都道府県における実施体制

- ・ 都道府県の医政担当部局において実施することを基本とする。
- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、制度の実施に関する事務の一部（調査票の送付・回収、病院等から医療機能情報の報告がなされない場合や虚偽の報告がなされた場合における病院等への指導等）を、市町村及び特別区に処理させることができる。ただし、この場合においても、都道府県が制度実施の責任主体であり、最終的な医療機能情報の公表は都道府県において行うものである。
- ・ 都道府県から外部の法人へ委託を行う場合は、相互に緊密な連携・協力を図り実施することとする。
- ・ 住民・患者からの医療機能情報についての質問・相談及びそれに対する助言等については、質問・相談に関する窓口を設ける等、案内体制を整備して適切に行うものとする。
- ・ 都道府県において、医療機能情報についての質問、相談に応じ、助言等を行う場合においては、新しい医療計画制度に基づく事業毎の医療連携体制についての情報提供も行うことが適当である。
- ・ 本制度は、病院等の医療機能情報について、都道府県が報告を受け、公表することを義務付けるものであるが、各都道府県で救急・災害医療情報を含む独自の情報提供体制を既に実施している場合において、これと別に整備を行うことを求めるものではない。また、情報の範囲についても、国で定める範囲を超える情報提供について認めないものではなく、各都道府県が独自に、より積極的な情報の提供を行う場合には、その積極的な活用を図られたい。

(2) 医療機能情報の報告手続

① 医療機能情報の報告時期

- ・ 病院等の管理者は、当該病院等の所在地の都道府県知事に対し、都道府県知事が定める時点における法令で定める医療機能情報を報告することとする。
- ・ 病院等の管理者は、報告した医療機能情報のうち一定のもの（②参照。）に修正又は変更があった場合には、都道府県知事に対して速やかに修正又は変更を報告することとする。

② 医療機能情報の報告方法

- ・ 都道府県知事は、紙媒体又は電子媒体による調査票の送付及び回収等、都道府県知事の定める方法により、年1回以上、病院等に対して医療機能情報を報告させることとする。
- ・ 都道府県知事は、情報の正確性を確保する観点から、定期的な報告に際して、保健所設置市・特別区に対し、当該保健所設置市・特別区の区域内に所在する病院等（特に、診療所及び助産所）の情報について、照会を行うことができることとする。
- ・ 医療機能情報の修正又は変更の報告については、
 - ア ①病院等の名称、②病院等の開設者、③病院等の管理者、④病院等の所在地、⑤病院等の住民案内用電話番号及びファクシミリ番号、⑥診療科目、⑦診療日（診療科目別）、⑧診療時間（診療科目別）、⑨病床の種類及び届出又は許可病床数については、病院等の基本情報として重要な事項である。そのため、病院等の管理者は、当該基本情報に修正又は変更があった時点で、都道府県知事に対して都道府県知事の定める方法により報告を行わなければならないこととする。

なお、医療法第7条及び第8条に基づく開設許可等の事項の変更の届出については、本制度に基づく修正又は変更の報告とは別に行うものとする。
 - イ 基本情報以外の情報については、病院等の管理者は、都道府県知事の定める年1回以上の定期的な報告を行うこととする。また、都道府県知事は、病院等に対して、医療機能情報に修正又は変更があった場合に、定期的な報告に加えて随時報告させても差し支えない。
- ・ なお、この要領で定めるもの以外の情報であっても、都道府県が独自の取組により収集し、公表することは差し支えない。

③ 医療機能情報の確認

- ・ 都道府県知事は、病院等から報告された医療機能情報の内容について、確認が必要と認める場合には、保健所設置市・特別区等に対し、当該病院等に関する必要な情報の提供を求めることができる。
- ・ 都道府県知事は、病院等が報告を行わない場合や誤った報告を行ったと認める場合には、当該病院等の開設者又は管理者に対し、適切な報告を行うよう指導することができる。

なお、上記指導に従わない場合や故意に虚偽の報告を行うなど悪質であると認められる場合には、医療法第6条の3第6項に基づき、病院等の開

設者に対し、管理者をして報告又は報告内容の是正を行わせることを命ずることができる。

- ・ 都道府県知事は、報告された医療機能情報の全部又は一部について、照会・確認等を行うにもかかわらず応答がなされず確認ができない場合や、是正命令を行い是正がなされるまでの期間においては、真偽が未確認である当該情報について公表を一時的に停止することは、本制度の目的からみて差し支えないものである。この場合において、未確認である当該情報については、照会、確認の過程等である旨が分かるように留意すること。

(3) 医療機能情報の公表手続

① 医療機能情報の公表時期

- ・ 都道府県知事は、病院等から報告された医療機能情報については、速やかに公表しなければならない。

② 医療機能情報の公表方法

- ・ 都道府県知事は、インターネットを通じて、病院等から報告された医療機能情報を公表するものとする。インターネットを通じた公表については、住民・患者による病院等の選択に資するよう医療機能情報に基づく一定の検索機能を有するシステムを整備することとする。
- ・ 都道府県知事は、インターネットを使用できない環境にある住民・患者に配慮し、インターネットを通じた公表と併せて、都道府県担当部署や医療安全支援センター等において、紙媒体又は備え付けのインターネット端末により、公表するものとする。

また、都道府県知事が、インターネット及び紙媒体又は備え付けのインターネット端末以外に、電話による医療機能情報に関する照会への対応等、独自の取組を行うことも差し支えない。

- ・ また、各都道府県においては、医療機能情報の公表に際して、2で示す情報の性格について、注意事項として、インターネットを通じた公表システム上に示すこととする。
- ・ 都道府県知事は、隣接する都道府県の公表する医療機能情報についても住民が利用できるよう、リンクの設定等適切な措置を講ずるものとする。
この点に関し、都道府県知事は、隣接する他の都道府県知事から医療機能情報に関してリンクの設定等の依頼があった場合は、これに応じるよう努めるものとする。

(4) 医療機関による情報提供

- ・ 病院等は、都道府県知事へ報告した情報について、当該病院等において閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて、電子媒体等による情報の提供を行うことができるものとする。
- ・ 病院等が情報の提供を行っていない場合には、都道府県知事は、情報提供を行うよう指導することができるものとする。
- ・ また、病院等においても、住民・患者からの当該病院等の医療機能情報に関する相談・照会等に対して、適切に対応するよう努めるものとするとともに、身近なかかりつけ医においても、患者から他の病院等に対する相談・質問等があった場合は、適切に対応するよう努めるものとする。

(5) 経過措置等

- ・ 本制度は、平成19年4月1日より施行となるが、都道府県において、公表システムの開発等の実施に向けた準備に時間を要することを踏まえ、平成19年度においては、都道府県知事は、法令で定める情報のうち、①病院等の名称、②病院等の開設者、③病院等の管理者、④病院等の所在地、⑤病院等の住民案内用電話番号及びファクシミリ番号、⑥診療科目、⑦診察日（診療科目別）、⑧診療時間（診療科目別）、⑨病床の種別及び届出又は許可病床数の基本情報及び都道府県知事が定める情報について、病院等から報告を求め、都道府県知事の定める方法により公表することとする。
- ・ 病院等が報告する医療機能情報については、今後必要に応じ、厚生労働省医政局が設置する検討会における審議を経た上で、段階的に項目を見直すものとする。特に、制度開始時に対象となっていない病院等の治療結果等のアウトカム情報については、各病院等の特殊性や重症度の違い等による影響やその補正のための手法等、客観的評価を可能とするための研究開発の促進のため、一定の病院について、提供する医療の実績情報に関するデータを収集し、さらに、医療の質の向上、アウトカム情報の信頼性の向上を図るための取り組みを進め、公表可能な項目の追加を図るものとする。

平成19年9月25日

各都道府県医政主管部局 御中

医療機能情報提供実施に当たっての留意事項について

平素から大変お世話になっております。また、医療行政の推進につきまして、日々御協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年成立しました「良質な医療を効率的に提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」においては、医療機関の医療機能情報の公表制度を創設し、平成19年4月1日から施行しているところです。

今般、医療法施行規則（以下「省令」という。）別表第1に掲げる事項の報告及び公表に当たって、別添資料のとおり記載上の留意事項をとりまとめましたので当該事項に留意されるようお願いいたします。

なお、医療機関の中には、企業内の診療所のように原則として一般の方の診療を行わないものもあることから、公表に当たっては、その旨を明記する等の御配慮をお願いいたします。

おって、本制度は新たに導入されたものであり、報告を行う医療機関の円滑な対応が可能となるとともに、住民等による医療機関の適切な選択に資するよう、報告に当たっての医療機関からの照会等への適切な対応について特に御配慮をお願いいたします。

（添付資料）

- （1）本編資料【各医療機関別】（省令別表第1に記載された事項及び留意事項）
- （2）別表1【各医療機関別】（H19厚生労働省告示第53号に記載された事項（第11条関係を除く）及び留意事項）
- （3）別表2【各医療機関共通（助産所を除く）】（H19厚生労働省告示第53号に記載された事項（第11条関係）及び留意事項）

医療機関の医療機能に関する情報【病院】

| 1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項 | 詳細 | 記載上の留意事項 |
|--------------------------|----------------|--|
| (1)基本情報 | | |
| 1 病院の名称 | | |
| 2 病院の開設者 | | |
| 3 病院の管理者 | | |
| 4 病院の所在地 | | |
| 5 病院の案内用の電話番号及びFAX番号 | | |
| 6 診療科目 | | 医療法第6条の6に基づく診療科名を指す。 |
| 7 診療科目別の診療日 | | |
| 8 診療科目別の診療時間 | | 標榜している診療科目毎の診療を行う時間を記載 |
| 9 病床種別及び届出又は許可病床数 | | 医療法第7条第2項に規定する病床種別(一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の別) 医療法の規定に基づき許可を受けた又は届け出た総病床数及び病床種別病床数(一般病床数、療養病床数、精神病床数、感染症病床数、結核病床数) |
| (2)病院へのアクセス | | |
| 10 病院までの主な利用交通手段 | | 病院等の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から病院等までの主な交通手段、所要時間等を記載 |
| 11 病院の駐車場 | (i) 駐車場の有無 | 敷地内及び隣接地(概ね徒歩5分圏内)に駐車場を保有しているかどうか。 |
| | (ii) 駐車台数 | (i)の駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載 |
| | (iii) 有料又は無料の別 | (i)の駐車場の有料・無料の区別を記載(有料の場合、料金を記載することも差し支えない。) |
| 12 案内用ホームページアドレス | | 患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載 |
| 13 案内用電子メールアドレス | | 患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載 |
| 14 診療科目別の外来受付時間 | | |
| 15 予約診療の有無 | | |
| 16 時間外における対応 | | 別表1の1) |
| 17 面会の日及び時間帯 | | |

| | | |
|------------------|-------------------------------|---|
| (3) 院内サービス・アメニティ | | |
| 18 | 院内処方の有無 | 外来患者に対して、病院内で処方が行われているかどうか。 |
| 19 | 対応することができる外国語の種類 | |
| 20 | 障害者に対するサービス内容 | 別表1の2) |
| 21 | 車椅子利用者に対するサービス内容 | 別表1の3) |
| 22 | 受動喫煙を防止するための措置 | 別表1の4) |
| 23 | 医療に関する相談に対する体制の状況 | (i) 医療に関する相談窓口設置の有無 |
| | | (ii) 相談員の人数 |
| 24 | 入院食の提供方法 | 医療に関する相談窓口を設置している場合の、窓口対応を行う医療ソーシャルワーカー等の相談員の人数 (※非常勤も含む。非常勤を含む場合には常勤換算により記載) |
| 25 | 病院内の売店又は食堂(外来者が使用するものに限る。)の有無 | 別表1の5) |
| (4) 費用負担等 | | |
| 26 | 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類 | 別表1の6) |
| 27 | 選定療養 | (i) 「特別の療養環境の提供」に係る病室差額料が発生する病床数及び金額 |
| | | (ii) 「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額 |
| | | (iii) 「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額 |
| | | (iv) 「病床数が200以上の病院について受けた初診」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額 |
| | | (v) 「病床数が200以上の病院について受けた再診」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額 |
| 28 | 治験の実施の有無及び契約件数 | 薬事法(昭和35年法律第145号)に規定する治験を実施しているかどうか。実施している場合は、報告を行う年度の前年度の治験実施に係る契約件数 |
| 29 | クレジットカードによる料金の支払いの可否 | |
| 30 | 先進医療の実施の有無及び内容 | 病院において、健康保険法(大正11年法律第70号)により厚生労働大臣の定める評価療養のうち、先進医療を実施しているかどうか。実施している場合は先進医療の内容(ただし、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において、字数制限を定めることができる。) |

| | | |
|---|---------------------------------|---|
| 2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項 | | |
| (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス | | |
| 31 専門医の種類及び人数 | | 別表1の7) |
| 32 保有する施設設備 | | 別表1の8) |
| 33 併設している介護施設 | | 別表1の9) ※同一敷地内に併設されているもの |
| 34 対応することができる疾患・治療の内容 | | 別表2 |
| 35 対応することができる短期滞在手術 | | 別表1の10)①(日帰り手術) |
| | | 別表1の10)②(1泊2日手術) |
| 36 専門外来の有無及び内容 | | 病院内において、設置している特定の患者、部位、疾患、治療を対象とする専門的外来を設置しているかどうか。設置している場合、医療法に基づき、広告が可能な患者特性や治療方法に限る。また、名称を記載する部分については、都道府県が定める様式において、字数制限を設けることができる。 |
| 37 健康診断及び健康相談の実施 | (i) 健康診断の実施の有無及び内容 | 内容については、「乳幼児検診」、「胃がん検診」等、対象者や部位を付記することは差し支えなく、「人間ドック」という表現も差し支えない。ただし、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県が定める様式において字数制限を設けることができる。 |
| | (ii) 健康相談の実施の有無及び内容 | 内容については、「がんに関する健康相談」、「生活習慣病に関する健康相談」、「歯の健康相談」等、対象者や部位を付記することは差し支えない。ただし、内容については、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県が定める様式において字数制限を設けることができる。 |
| 38 対応することができる予防接種 | | 別表1の11) |
| 39 対応することができる在宅医療 | | 別表1の12) |
| 40 対応することができる介護サービス | | 別表1の13) |
| 41 セカンド・オピニオンに関する状況 | (i) セカンド・オピニオンのための診療に関する情報提供の有無 | 診療報酬点数表に基づき、診療情報を提供しているかどうか。(主治医がセカンド・オピニオンを求める患者又はその家族からの申し出に基づき、治療計画、検査結果、画像診断に係る画像情報等、他の医師が当該患者の診療方針について助言を行うために必要かつ適切な情報を添付した診療状況を示す文書を患者又はその家族に提供すること) |
| | (ii) セカンド・オピニオンのための診察の有無及び料金 | 患者がセカンドオピニオンを求めて受診した場合に、そのための診察を行い、セカンドオピニオンを行っているかどうか。また、セカンドオピニオンを自費診療としている場合の料金 |
| 42 地域医療連携体制 | (i) 医療連携体制に関する窓口の設置の有無 | 「地域医療連携室」など、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための窓口を設置しているかどうか。 |
| | (ii) 地域連携クリティカルパスの有無 | 退院後に患者が治療を受ける医療機関の間で共有する、治療開始から在宅復帰までの全体的な治療計画を導入しているかどうか。 |
| 43 地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口設置の有無 | | 退院後の相談窓口として、病院等以外の保健医療サービス又は福祉サービスを提供している事業所又は施設との連携についての窓口を設置しているかどうか。 |

| 3. 医療の実績、結果に関する事項 | | |
|--------------------|---------------------------------|---|
| 44 病院の人員配置 | (i) 医療従事者の人員数 | 別表1の14) 常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数とを足しあわせた数について記載する。なお、担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務によって計上し、看護師及び助産師の免許を併せて有する者については、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上する。 |
| | (ii) 外来患者を担当する医療従事者の人員数 | (i) の医療従事者のうち、主として外来患者を担当するもの(病棟担当と分けられない場合、重複計上可) |
| | (iii) 入院患者を担当する医療従事者の人員数 | (i) の医療従事者のうち、主として入院患者を担当するもの(外来担当と分けられない場合、重複計上可) |
| 45 看護師の配置状況 | | 病院の病床別のそれぞれの看護師実質配置の状況(1対〇) (計算方法)各病床別の1日平均患者数÷看護師及び准看護師数(常勤換算) ※「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」及び別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき算出すること |
| 46 法令上の義務以外の医療安全対策 | (i) 医療安全についての相談窓口の設置の有無 | 病院内に常設される患者相談窓口を設置し、患者等からの苦情、相談に応じられる体制を確保しているかどうか。 |
| | (ii) 医療安全管理者の配置の有無及び専任又は兼任の別 | 当該病院における医療に係る安全管理を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、病院内における医療安全に関する職員の安全管理に関する意識の向上や指導等の業務を行う者を配置しているかどうか。また、専任は、医療安全対策の推進に関する業務に専ら従事していることをいい、兼任は専任以外の場合をいう。 |
| | (iii) 安全管理部門の設置の有無及び部門の構成員の職種 | 専任の医療に係る安全管理を行う者及びその他必要な職員で構成され、医療に係る安全管理のための委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に当該病院内の安全管理を行う部門を設置しているかどうか。 |
| | (iv) 医療事故情報収集等事業への参加の有無 | 医療法施行規則に基づく事故等分析事業(事故等事案に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他事故等事案に関する科学的な調査研究を行うとともに、当該分析の結果又は当該調査研究の成果を提供する事業)に参加しているかどうか。 |
| 47 法令上の義務以外の院内感染対策 | (i) 院内感染対策を行う者の配置の有無及び専任又は兼任の別 | 当該病院における院内感染対策を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、病院における職員の院内感染対策に関する意識の向上や指導等の業務を行う者を配置しているかどうか。また、専任は、院内感染対策の推進に関する業務に専ら従事していることをいい、兼任は専任以外の場合をいう。 |
| | (ii) 院内感染対策部門の設置の有無及び部門の構成員の職種 | 専任の院内感染対策を行う者及びその他必要な職員で構成され、院内感染対策のための委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に当該病院内の院内感染対策を行う部門を設置しているかどうか。 |
| | (iii) 院内における感染症の発症率に関する分析の実施の有無 | 対象を定め、継続的・定期的に集計・解析し、何らかの形で医療機関における院内感染対策の取組として活用しているかどうか。なお、分析結果そのものについては記載しないこと。 |

| | | | |
|----|-------------------------|--|--|
| 48 | 入院診療計画策定時における院内の連携体制の有無 | | 入院診療計画を策定するにあたり、院内において患者の治療の状況に応じた部門間等の連携体制をとっているかどうか。 |
| 49 | 診療情報管理体制 | (i) オーダリングシステムの導入の有無及び導入状況 | 別表1の15) 検査、処方や予約に係る業務をオンライン上で指示したり、検査結果を検索・参照できるシステム(オーダーエントリーシステム)の導入の有無及びその導入範囲(例:検査及び処方まで導入) |
| | | (ii) ICDコードの利用の有無 | 「ICDコードの利用」とは、ICD(※)コードに基づいた診療情報管理を行っていること。 ※ICD(疾病及び関連保健問題の国際統計分類):異なる国や地域から、異なる時点で集計された死亡や疾病のデータの体系的な記録、分析、解釈及び比較等を行うことを目的に、世界保健機関(WHO)より提示されている分類。 |
| | | (iii) 電子カルテシステムの導入の有無 | |
| | | (iv) 診療録管理専任従事者の有無及び人数 | 専任の診療記録を管理する者を配置しているかどうか。 |
| 50 | 情報開示に関する窓口の有無 | | 病院内に常設される情報開示の手続き等を行う窓口を設置し、患者等からの診療情報等の情報に関する相談、開示請求に応じられる体制を確保しているかどうか。 |
| 51 | 症例検討体制 | (i) 臨床病理検討会の有無 | 当該病院内において定期的を実施している臨床病理検討会(CPC)があるかどうか。 |
| | | (ii) 予後不良症例に関する院内検討体制の有無 | 当該病院内において予後不良症例に関する検討を行う体制(M&M)があるかどうか。 |
| 52 | 治療結果情報 | (i) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析の有無 | 例えば、死亡率、再入院率など、当該病院における患者に対する治療結果に関して何らかの分析を行っているかどうか。なお、分析結果そのものについては記載しないこと。 |
| | | (ii) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析結果の提供の有無 | 「治療結果に関する分析結果の提供」は、治療結果に関する分析の結果について、患者等の求めに応じて提供しているかどうか、または、年報やホームページで提供しているかどうか。 |
| 53 | 患者数 | (i) 病床の種別ごとの患者数 | 「病床の種別ごとの患者数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の入院患者延数をそれぞれ暦日で除した数を記入する。 |
| | | (ii) 外来患者数 | 「外来患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の外来患者延数を実外来診療日数で除した数を記入する。この場合、外来患者数に在宅患者数は含まない。 |
| | | (iii) 在宅患者数 | 「在宅患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の在宅患者延数を実在宅診療日数で除した数を記入する。 |
| 54 | 平均在院日数 | | 報告する年度の前年度の【在院患者延数/(1/2×(新入院患者数+退院患者数))】(病床種別) |
| 55 | 患者満足度の調査 | (i) 患者満足度の調査の実施の有無 | 患者に行う病院に対する満足度についてのアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。 |
| | | (ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無 | (i)のアンケート等の結果を、患者等の求めに応じて提供するかどうか。 |
| 56 | (財)日本医療機能評価機構による認定の有無 | | (財)日本医療機能評価機構の病院機能評価を受審し、認定証を発行されているかどうか。 |

【病院用】

別表1

| | 厚生労働省令で定めるもの | 厚生労働大臣が定めるもの | 記載上の留意事項 |
|----|--------------|--|--|
| 1) | 時間外(休日夜間)対応 | 1 終日の対応 | 病院・診療所で定められた診療時間以外でも患者の診療が可能なこと |
| | | 2 病院又は診療所における緊急時の連絡先への連絡による対応 | 診療時間外(含む休日・夜間)に対応できる電話番号などの連絡先を患者に対して公開していることにより、患者が病院・診療所に連絡をとれる体制を整えていること |
| | | 3 連携する病院又は診療所への電話の転送 | 病院・診療所が、診療時間外(含む休日・夜間)に患者を紹介するなど連携をしている病院等に患者からの電話を転送し、患者からの電話対応を行っていること |
| 2) | 障害者に対する配慮 | 1 手話による対応 | |
| | | 2 施設内の情報の表示 | 視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること |
| | | 3 音声による情報の伝達 | 音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること |
| | | 4 施設内点字ブロックの設置 | |
| | | 5 点字による表示 | 点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること |
| 3) | 車椅子利用者に対する配慮 | 1 施設のバリアフリー化の実施 | 高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること |
| 4) | 受動喫煙防止対策 | 1 施設内における全面禁煙の実施 | |
| | | 2 喫煙室の設置 | 出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋を備えていること |
| 5) | 入院食の情報 | 1 適時及び適温による食事の提供 | |
| | | 2 病床外での食事可能 | |
| | | 3 選択可能な入院食の提供 | |
| 6) | 医療保険、公費負担等 | 1 保険医療機関 | 健康保険法(大正11年法律第70号)により指定を受けた医療機関 |
| | | 2 老人保健法(昭和57年法律第80号)第6条に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関 | 保険医療機関以外の医療機関 |
| | | 3 労災保険指定医療機関 | 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により、「療養の給付」を行う医療機関として、都道府県労働局長が指定した医療機関 |
| | | 4 更生医療指定医療機関 | 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)により、自立支援医療(更生医療)を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関 |
| | | 5 育成医療指定医療機関 | 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)により、自立支援医療(育成医療)を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関 |
| | | 6 精神通院医療指定医療機関 | 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)により、自立支援医療(精神通院医療)を行う医療機関として、都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定した医療機関 |
| | | 7 身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関 | 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)により、身体障害者手帳に係る、都道府県知事の指定を受けた医師を配置している医療機関 |
| | | 8 精神保健福祉法(昭和25年法律第123号)に基づく指定病院又は応急入院指定病院 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)により、都道府県が設置する精神科病院に代わる施設として指定を受けた精神科病院、応急入院を行うことが認められる精神科病院として都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定する精神科病院 |
| | | 9 精神保健指定医の配置されている医療機関 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)により、措置入院の判定等を行うのに必要な知識及び技能等を有すると認められる者として、厚生労働大臣の指定を受けた精神保健指定医を配置している医療機関 |
| | | 10 生活保護法指定医療機関 | 生活保護法(昭和25年法律第144号)により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関 |
| | | 11 医療保護施設 | 生活保護法(昭和25年法律第144号)により、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的として、都道府県が設置し、又は都道府県知事が届出を受け、若しくは認可した施設 |
| | | 12 結核指定医療機関 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、結核患者に対する適正な医療を行う医療機関として、都道府県知事が指定する医療機関 |
| | | 13 指定養育医療機関 | 母子保健法(昭和40年法律第141号)により、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療を行う機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した医療機関 |
| | | 14 戦傷病者特別援護法指定医療機関 | 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)により、軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、療養の給付を行う医療機関として、厚生労働大臣の指定する医療機関 |
| | | 15 原子爆弾被害者医療指定医療機関 | 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)により、同法に規定する医療を担当する医療機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関 |
| | | 16 原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関 | 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)により、同法の規定による支払を受けることができる医療機関として、都道府県知事が指定した医療機関 |
| | | 17 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、同法で定める感染症の患者の入院を担当する医療機関として、都道府県知事が指定する病院 |

【病院用】

別表1

| | 厚生労働省令で定めるもの | 厚生労働大臣が定めるもの | 記載上の留意事項 |
|----|--------------|---------------------------------|--|
| | | 18 公費医療機関 | 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)により、指定疾病についての療養の給付を担当する医療機関 |
| | | 19 母体保護法指定医の配置されている医療機関 | 母体保護法(昭和23年法律第156号)により、都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定を受けた医師を配置している医療機関 |
| | | 20 特定機能病院 | 医療法(昭和23年法律第205号)により、医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣が個別に承認する病院 |
| | | 21 地域医療支援病院 | 医療法(昭和23年法律第205号)により、地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい医療機関について、都道府県知事が個別に承認する病院 |
| | | 22 災害拠点病院 | 「災害拠点病院整備事業の実施について(平成8年5月10日付健政発第435号)」により、被災地の医療の確保、被災した地域への医療支援等を行うための拠点病院として、都道府県が要請する病院 |
| | | 23 へき地拠点病院 | 「へき地保健医療対策事業について(平成13年5月16日付医政発第529号)」により、へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔地診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院として、都道府県が指定する病院 |
| | | 24 小児救急医療拠点病院 | 「救急医療対策の整備事業について(昭和52年7月6日付医発第692号)」により、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を常時整え、原則として、初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児重症救急患者を必ず受け入れ、入院を要する小児救急医療を担う医療機関として、都道府県が要請する病院 |
| | | 25 救命救急センター | 「救急医療対策の整備事業について(昭和52年7月6日付医発第692号)」により、原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急医療機関として、都道府県が要請する病院 |
| | | 26 臨床研修指定病院 | 医師法(昭和23年法律第201号)により、臨床研修病院の指定の基準を満たす病院として、厚生労働大臣が指定した病院 |
| | | 27 外国医師臨床研修指定病院又は外国歯科医師臨床研修指定病院 | 外国医師等が行う臨床研修に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和62年法律第29号)により、外国医師又は外国歯科医師並びに外国看護師等が臨床研修を行うに適切な体制にあると認められる病院として、厚生労働大臣が指定した病院 |
| | | 28 がん診療連携拠点病院 | 「がん診療連携拠点病院の整備について(平成18年2月1日付健発第0201004号)」により、地域におけるがん診療の連携の拠点として、都道府県知事が推薦し、厚生労働大臣が指定した病院 |
| | | 29 エイズ治療拠点病院 | 「エイズ治療の拠点病院の整備について(平成5年健発第825号)」により、地域におけるエイズ診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院 |
| | | 30 肝疾患診療連携拠点病院 | 「肝疾患診療体制の整備について(平成19年健発第0419001号通知)」により、地域における肝疾患診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院 |
| | | 31 特定疾患治療研究事業委託医療機関 | 「特定疾患治療研究事業について(昭和48年衛発第242号)」により、特定疾患の治療研究事業を行うに相当して都道府県が当該研究事業を委託した医療機関 |
| | | 32 在宅療養支援診療所 | 「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」により、地域における患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する診療所であって、「特掲診療料の施設基準等(平成18年厚生労働省告示第94号)」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た診療所 |
| | | 33 DPC対象病院 | 「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」により、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第138号)」別表の診断群分類点数表に基づいて、診断群分類ごとに診療報酬の包括払いを受ける病院として、厚生労働大臣が指定する病院 |
| | | 34 指定療育機関 | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)により、結核にかかっている児童に対し必要な医療を行う機関として厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した医療機関 |
| | | 35 小児慢性特定疾患治療研究事業委託医療機関 | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定された慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療育を必要とする児童等に対して必要な医療等を行う事業を都道府県、指定都市、中核市から委託された医療機関 |
| | | 36 無料低額診療事業実施医療機関 | 社会福祉法(昭和26年法律第45号)により、生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業を実施する医療機関で、都道府県知事が届出を受けた医療機関 |
| | | 37 総合周産期母子医療センター | 「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について(平成17年8月23日付雇児発第0823001号)」により、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠、重症妊娠中毒症、切迫早産、胎児異常等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことのできる医療施設 |
| | | 38 地域周産期母子医療センター | 「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について(平成17年8月23日付雇児発第0823001号)」により、産科及び小児科(新生児診療を担当するもの)等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことのできる医療施設 |
| | | 39 不妊専門相談センター | 「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について(平成17年8月23日付雇児発第0823001号)」により、不妊に関する相談事業、不妊治療に関する情報提供などを行う施設として、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療施設 |
| | | 40 思春期相談クリニック事業実施医療機関 | 「児童健全育成活動支援事業等助成費の国庫補助について(平成14年3月29日付雇児発第0329008号)」により、思春期特有の医学的問題、性に関する不安及び悩み等に対する相談に応ずる事業を実施する医療機関 |
| 7) | 学会認定医・専門医 | 1 整形外科専門医(社)日本整形外科学会) | 医療法第6条の5第1項第7号及び「医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告できる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)」において、厚生労働大臣の定める基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する認定を受けたもの。該当する医師(非常勤を含む)が在籍している医療機関は当該専門医の人数(非常勤を含む場合には常勤換算により記載)を記載すること |
| | | 2 皮膚科専門医(社)日本皮膚科学会) | 同上 |
| | | 3 麻酔科専門医(社)日本麻酔科学会) | 同上 |
| | | 4 放射線科専門医(社)日本医学放射線学会) | 同上 |
| | | 5 眼科専門医(財)日本眼科学会) | 同上 |
| | | 6 産婦人科専門医(社)日本産科婦人科学会) | 同上 |
| | | 7 耳鼻咽喉科専門医(社)日本耳鼻咽喉科学会) | 同上 |
| | | 8 泌尿器科専門医(社)日本泌尿器科学会) | 同上 |
| | | 9 形成外科専門医(社)日本形成外科学会) | 同上 |

【病院用】

別表1

| 厚生労働省令で定めるもの | 厚生労働大臣が定めるもの | 記載上の留意事項 |
|--------------|------------------------------------|----------|
| | 10 病理専門医(社)日本病理学会) | 同上 |
| | 11 内科専門医(社)日本内科学会) | 同上 |
| | 12 外科専門医(社)日本外科学会) | 同上 |
| | 13 糖尿病専門医(社)日本糖尿病学会) | 同上 |
| | 14 肝臓専門医(社)日本肝臓学会) | 同上 |
| | 15 感染症専門医(社)日本感染症学会) | 同上 |
| | 16 救急科専門医(有限責任中間法人日本救急医学会) | 同上 |
| | 17 血液専門医(社)日本血液学会) | 同上 |
| | 18 循環器専門医(社)日本循環器学会) | 同上 |
| | 19 呼吸器専門医(社)日本呼吸器学会) | 同上 |
| | 20 消化器病専門医(財)日本消化器病学会) | 同上 |
| | 21 腎臓専門医(社)日本腎臓学会) | 同上 |
| | 22 小児科専門医(社)日本小児科学会) | 同上 |
| | 23 口腔外科専門医(社)日本口腔外科学会) | 同上 |
| | 24 内分泌代謝科専門医(社)日本内分泌学会) | 同上 |
| | 25 消化器外科専門医(有限責任中間法人日本消化器外科学会) | 同上 |
| | 26 超音波専門医(社)日本超音波医学会) | 同上 |
| | 27 細胞診専門医(特定非営利活動法人日本臨床細胞学会) | 同上 |
| | 28 透析専門医(社)日本透析医学会) | 同上 |
| | 29 脳神経外科専門医(社)日本脳神経外科学会) | 同上 |
| | 30 リハビリテーション科専門医(社)日本リハビリテーション医学会) | 同上 |
| | 31 老年病専門医(社)日本老年医学会) | 同上 |
| | 32 心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本胸部外科学会) | 同上 |
| | 33 心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本血管外科学会) | 同上 |
| | 34 心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会) | 同上 |
| | 35 呼吸器外科専門医(特定非営利活動法人日本胸部外科学会) | 同上 |
| | 36 呼吸器外科専門医(特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会) | 同上 |
| | 37 消化器内視鏡専門医(社)日本消化器内視鏡学会) | 同上 |
| | 38 小児外科専門医(特定非営利活動法人日本小児外科学会) | 同上 |
| | 39 神経内科専門医(有限責任中間法人日本神経学会) | 同上 |
| | 40 リウマチ専門医(有限責任中間法人日本リウマチ学会) | 同上 |
| | 41 歯周病専門医(特定非営利活動法人日本歯周病学会) | 同上 |
| | 42 乳腺専門医(有限責任中間法人日本乳癌学会) | 同上 |
| | 43 臨床遺伝専門医(有限責任中間法人日本人類遺伝学会) | 同上 |
| | 44 漢方専門医(社)日本東洋医学会) | 同上 |
| | 45 レーザー専門医(特定非営利活動法人日本レーザー医学会) | 同上 |
| | 46 気管支鏡専門医(特定非営利活動法人日本呼吸器内視鏡学会) | 同上 |
| | 47 歯科麻酔専門医(有限責任中間法人日本歯科麻酔学会) | 同上 |
| | 48 小児歯科専門医(有限責任中間法人日本小児歯科学会) | 同上 |
| | 49 アレルギー専門医(社)日本アレルギー学会) | 同上 |
| | 50 核医学専門医(有限責任中間法人日本核医学会) | 同上 |
| | 51 気管食道科専門医(特定非営利活動法人日本気管食道科学会) | 同上 |

【病院用】

別表1

| | 厚生労働省令で定めるもの | 厚生労働大臣が定めるもの | 記載上の留意事項 |
|----|---------------|--------------------------------------|--|
| 8) | 保有する施設設備 | 1 集中治療室(ICU) | 基本診療料の施設基準等(平成18年厚生労働省告示第93号)に規定する特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの |
| | | 2 冠状動脈疾患専用集中治療室(CCU) | 上記ICUのうち、特に冠疾患専用の部門を有するもの |
| | | 3 脳卒中専用集中治療室(SCU) | 基本診療料の施設基準等(平成18年厚生労働省告示第93号)に規定する脳卒中ケアユニット入院管理料に関する施設基準を満たすもの |
| | | 4 呼吸器疾患専用集中治療室(RCU) | 上記ICUのうち、特に呼吸器疾患専用の部門を有するもの |
| | | 5 新生児集中治療室(NICU) | 基本診療料の施設基準等(平成18年厚生労働省告示第93号)に規定する新生児特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの |
| | | 6 母体胎児集中治療室(MFICU) | 基本診療料の施設基準等(平成18年厚生労働省告示第93号)に規定する総合周産期特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの |
| | | 7 広範囲熱傷特定集中治療室 | 基本診療料の施設基準等(平成18年厚生労働省告示第93号)に規定する広範囲熱傷特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの |
| | | 8 手術室 | |
| | | 9 無菌治療室 | 滅菌水の供給が常時可能であること、室内の空気清浄度がクラス1万以下であること等の要件を満たす無菌治療室 |
| | | 10 機能訓練室 | |
| | | 11 精神科保護室 | |
| | | 12 病理解剖室 | |
| | | 13 高気圧酸素治療室 | |
| | | 14 ヘリコプターを含む患者搬送車 | |
| | | 15 新生児搬送車 | |
| 9) | 併設している介護関係施設等 | 1 介護老人福祉施設 | 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が30人以上であるものに限る。)であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設 |
| | | 2 介護老人保健施設 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者(その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設 |
| | | 3 居宅介護支援事業所 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅介護支援事業(居宅介護サービス計画を作成する事業をいう。)を行う事業所 |
| | | 4 介護予防支援事業所 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護予防支援事業(介護予防サービス計画を作成する事業をいう。)を行う事業所 |
| | | 5 老人介護支援センター | 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村等の老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設 |
| | | 6 訪問看護ステーション又は介護予防訪問看護ステーション | ①居宅要介護者について、その者の居宅において看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所又は②居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所 |
| | | 7 通所介護事業所又は介護予防通所介護事業所 | ①居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う(認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)事業所又は②居宅要支援者について、その介護予防を目的として、同法の規定する老人デイサービス等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う(介護予防認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)事業所 |
| | | 8 通所リハビリテーション事業所又は介護予防通所リハビリテーション事業所 | ①居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う事業所又は②居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行う事業所 |
| | | 9 短期入所生活介護事業所又は介護予防短期入所生活介護事業所 | ①居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は②居宅要支援者について、同法に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所 |
| | | 10 短期入所療養介護事業所又は介護予防短期入所療養介護事業所 | ①居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う事業所又は②居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行う事業所 |
| | | 11 特定施設又は介護予防特定施設 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設(地域密着型特定施設でないもの)であって、入居する要介護者、要支援者に対し、特定施設サービス計画にもとづき、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことを目的とする施設 |

【病院用】

別表1

| | 厚生労働省令で定めるもの | 厚生労働大臣が定めるもの | 記載上の留意事項 |
|-----|--------------|---|--|
| | 12 | 認知症対応型通所介護事業所又は介護予防認知症対応型通所介護事業所 | ①居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態(以下「認知症」という。)であるものについて、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は②居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、同法に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所 |
| | 13 | 小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 | ①居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は②居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所 |
| | 14 | 認知症対応型グループホーム又は介護予防認知症対応型グループホーム | ①要介護者であって認知症であるものについて、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う施設又は②要支援者であって認知症であるものについて、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所 |
| | 15 | 地域密着型特定施設 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの(「介護専用型特定施設」)のうち、その入居定員が29人以下であるもの |
| | 16 | 地域密着型介護老人福祉施設 | 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が二十九人以下であるものに限る。以下この項において同じ。)であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画(地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護者について、当該施設が提供するサービスの内容等を定めた計画をいう。)に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設 |
| 10) | 対応可能な短期滞在手術 | | |
| | ①日帰り手術 | 1 皮膚、皮下腫瘍摘出術 2 腋臭症手術 3 半月板切除術 4 手根管開放手術 5 水晶体再建術 6 乳腺腫瘍摘出術 7 気管支狭窄拡張術 8 気管支腫瘍摘出術 9 ヘルニア手術 10 内視鏡的胃・十二指腸ポリープ・粘膜切除術 11 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術 12 経尿道的レーザー前立腺切除術 | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 |
| | ②1泊2日手術 | 1 関節鼠摘出術 2 半月板縫合術 3 靭帯断裂縫合術 4 胸腔鏡下交感神経節切除術 5 頸下線腫瘍摘出術 6 甲状腺部分切除術、甲状腺腫瘍摘出術 7 下肢静脈瘤手術 8 腹腔鏡下胆嚢摘出術 9 腹腔鏡下虫垂切除術 10 痔核手術 11 経尿道的尿路結石除去術 12 尿失禁手術 13 子宮頸部切除術 14 子宮鏡下子宮筋腫摘出術 15 子宮付属器腫瘍摘出術 | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 |

【病院用】

別表1

| | 厚生労働省令で定めるもの | 厚生労働大臣が定めるもの | 記載上の留意事項 |
|---------------|--------------------------|---|-----------------------------|
| 11) 対応可能な予防接種 | | 1 ジフテリアの予防接種 2 破傷風の予防接種 3 ジフテリア、百日咳及び破傷風の三種混合の予防接種 4 ジフテリア及び破傷風の二種混合の予防接種 5 ポリオの予防接種 6 麻疹の予防接種 7 風疹の予防接種 8 麻疹及び風疹の二種混合の予防接種 9 日本脳炎の予防接種 10 BCGの予防接種 11 インフルエンザの予防接種 12 おたふくかぜの予防接種 13 水痘の予防接種 14 A型肝炎の予防接種 15 B型肝炎の予防接種 16 コレラの予防接種 17 狂犬病の予防接種 18 黄熱病の予防接種 19 肺炎球菌感染症の予防接種 | |
| 12) 対応可能な在宅医療 | | | |
| ①在宅医療 | 1 往診(終日対応することができるものに限る。) | | 24時間の往診が可能な場合に選択 |
| | 2 上記以外の往診 | | 上記以外の往診の場合に選択 |
| | 3 地域連携退院時共同指導 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 4 在宅患者訪問診療 | | 同上 |
| | 5 在宅時医学総合管理 | | 同上 |
| | 6 在宅末期医療総合診療 | | 同上 |
| | 7 救急搬送診療 | | 同上 |
| | 8 在宅患者訪問看護・指導 | | 同上 |
| | 9 在宅患者訪問点滴注射管理指導 | | 同上 |
| | 10 在宅訪問リハビリテーション指導管理 | | 同上 |
| | 11 訪問看護指示 | | 同上 |
| | 12 在宅患者訪問薬剤管理指導 | | 同上 |
| | 13 在宅患者訪問栄養食事指導 | | 同上 |
| | 14 歯科訪問診療 | | 同上 |
| ②在宅療養指導 | 1 退院前在宅療養指導管理 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 2 在宅自己注射指導管理 | | 同上 |
| | 3 在宅自己腹膜灌流指導管理 | | 同上 |
| | 4 在宅血液透析指導管理 | | 同上 |
| | 5 在宅酸素療法指導管理 | | 同上 |
| | 6 在宅中心静脈栄養法指導管理 | | 同上 |

【病院用】

別表1

| 厚生労働省令で定めるもの | 厚生労働大臣が定めるもの | 記載上の留意事項 |
|-------------------|---------------------|---|
| | 7 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 | 同上 |
| | 8 在宅自己導尿指導管理 | 同上 |
| | 9 在宅人工呼吸指導管理 | 同上 |
| | 10 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 | 同上 |
| | 11 在宅悪性腫瘍患者指導管理 | 同上 |
| | 12 在宅寝たきり患者処置指導管理 | 同上 |
| | 13 在宅自己疼痛管理指導管理 | 同上 |
| | 14 在宅肺高血圧症患者指導管理 | 同上 |
| | 15 在宅気管切開患者指導管理 | 同上 |
| | 16 寝たきり老人訪問指導管理 | 同上 |
| ③診療内容 | 1 点滴の管理 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 2 中心静脈栄養 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 3 腹膜透析 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 4 酸素療法 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 5 経管栄養 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 6 疼痛の管理 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 7 褥瘡の管理 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 8 人工肛門の管理 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 9 人工膀胱の管理 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 10 レスビレーター(人工呼吸器) | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 11 モニター測定(血圧・心拍等) | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 12 尿カテーテル(留置カテーテル等) | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 13 気管切開部の処置 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 14 在宅ターミナルケアの対応 | 診療内容に合致するものを選択 |
| ④他施設との連携 | 1 病院との連携 | 常時病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択 |
| | 2 診療所との連携 | 常時診療所と共同して在宅医療を実施している場合に選択 |
| | 3 訪問看護ステーションとの連携 | 常時訪問看護ステーションと共同して在宅医療を実施している場合に選択 |
| | 4 居宅介護支援事業所との連携 | 常時居宅介護支援事業所と共同して在宅医療を実施している場合に選択 |
| | 5 薬局との連携 | 常時病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択 |
| 13) 対応可能な介護保険サービス | | |
| ①施設サービス | 1 介護福祉施設サービス | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。 |
| | 2 介護保健施設サービス | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。 |
| | 3 介護療養施設サービス | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療をいう。 |
| ②居宅介護支援 | 1 居宅介護支援 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、在宅サービス等を適切に利用できるように心身の状況・環境・本人や家族の希望等をうけ、利用するサービスの種類・内容等の計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行うとともに、介護保険施設等への入所が必要な場合は施設への紹介等を行うものをいう。 |

【病院用】

| | 厚生労働省令で定めるもの | 厚生労働大臣が定めるもの | 記載上の留意事項 |
|------------|--------------|---|--|
| 22 | ③居宅サービス | 1 訪問介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者であって、居宅(老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する経費老人ホーム、有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。以下同じ。)において介護を受けるもの(以下「居宅要介護者」という。)について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの(夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。)をいう。 |
| | | 2 訪問入浴介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。 |
| | | 3 訪問看護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。 |
| | | 4 訪問リハビリテーション | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。 |
| | | 5 居宅療養管理指導 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であって、厚生労働省令で定めるものをいう。 |
| | | 6 通所介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと(認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)をいう。 |
| | | 7 通所リハビリテーション | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。 |
| | | 8 短期入所生活介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。 |
| | | 9 短期入所療養介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。 |
| | | 10 特定施設入居者生活介護(指定を受けている有料老人ホーム等において可) | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をいう。 |
| | | 11 福祉用具貸与 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について福祉用具(心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。)のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。 |
| | | 12 特定福祉用具販売 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。 |
| ④地域密着型サービス | | 1 夜間対応型訪問介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居宅において介護福祉士等で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。 |
| | | 2 認知症対応型通所介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態であるものについて、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。 |
| | | 3 小規模多機能型居宅介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅等の拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。 |
| | | 4 認知症対応型共同生活介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。 |
| | | 5 地域密着型特定施設入居者生活介護(指定を受けている有料老人ホーム等において可) | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、有料老人ホーム等であって、その入居者が要介護者、その配偶者等に限られるもののうち、その入居定員が29人以下であるもの(以下この項において「地域密着型特定施設」という。)に入居している要介護者について、当該地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をいう。 |
| | | 6 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。 |
| ⑤介護予防支援 | 1 介護予防支援 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護予防サービス等を適切に利用できるように、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、心身の状況・環境・本人や家族の希望等を受け、利用するサービスの種類・内容等の計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整を行うものをいう。 | |

【病院用】

| 厚生労働省令で定めるもの | | 厚生労働大臣が定めるもの | | 記載上の留意事項 |
|----------------|-----------|------------------|---|--|
| 23 | ⑥介護予防サービス | 1 | 介護予防訪問介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要支援者であって、居宅において支援を受けるものについて、その者の居宅において、その介護予防(身体上又は精神上的の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止をいう。以下同じ。)を目的として、介護福祉士等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援をいう。 |
| | | 2 | 介護予防訪問入浴介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める場合に、その者の居宅を訪問し、厚生労働省令で定める期間にわたり浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。 |
| | | 3 | 介護予防訪問看護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。 |
| | | 4 | 介護予防訪問リハビリテーション | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。 |
| | | 5 | 介護予防居宅療養管理指導 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等により行われる療養上の管理及び指導をいう。 |
| | | 6 | 介護予防通所介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、老人福祉法(昭和38年法律第133号)で定める老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うこと(介護予防認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)をいう。 |
| | | 7 | 介護予防通所リハビリテーション | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。 |
| | | 8 | 介護予防短期入所生活介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)で定める老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。 |
| | | 9 | 介護予防短期入所療養介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等で定める施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の日常生活上の支援を行うことをいう。 |
| | | 10 | 介護予防特定施設入居者生活介護(指定を受けている有料老人ホーム等において可) | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、特定施設(介護専用型特定施設を除く。)(に入居している要支援者について、その介護予防を目的として、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をいう。 |
| | | 11 | 介護予防福祉用具貸与 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。 |
| | | 12 | 特定介護予防福祉用具販売 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであって入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。 |
| ⑦介護予防地域密着型サービス | 1 | 介護予防認知症対応型通所介護 | 居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、老人福祉法(昭和38年法律第133号)の厚生労働省令で定める施設又は同法に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。 | |
| | | 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。 | |
| | | 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 要支援者(厚生労働省令で定める要支援状態区分に該当する状態である者に限る。)であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)(について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。 | |
| 14) 医療従事者 | 1 | 医師 | | |
| | | 2 | 歯科医師 | |
| | | 3 | 薬剤師 | |
| | | 4 | 看護師及び准看護師 | |
| | | 5 | 助産師 | |
| | | 6 | 歯科衛生士 | |
| | | 7 | 診療放射線技師 | |
| | | 8 | 理学療法士 | |
| | | 9 | 作業療法士 | |

【病院用】

| 厚生労働省令で定めるもの | | 厚生労働大臣が定めるもの | | 記載上の留意事項 |
|--------------|------------------------|--------------|----|----------|
| 15) | オーダリングシステムの導入の有無及び導入状況 | 1 | 検査 | |
| | | 2 | 処方 | |
| | | 3 | 予約 | |

医療機関の医療機能に関する情報【診療所】

| 1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項 | 詳細 | 記載上の留意事項 |
|--------------------------|----------------|---|
| (1)基本情報 | | |
| 1 診療所の名称 | | |
| 2 診療所の開設者 | | |
| 3 診療所の管理者 | | |
| 4 診療所の所在地 | | |
| 5 診療所の案内用の電話番号及びFAX番号 | | |
| 6 診療科目 | | 医療法第6条の6に基づく診療科名を指す。 |
| 7 診療科目別の診療日 | | |
| 8 診療科目別の診療時間 | | 標榜している診療科目毎の診療を行う時間を記載 |
| 9 病床種別及び届出又は許可病床数 | | 医療法第7条第2項に規定する病床種別(一般病床、療養病床の別) 医療法の規定に基づき許可を受けた又は届け出た総病床数及び病床種別病床数(一般病床数、療養病床数) |
| (2)診療所へのアクセス | | |
| 10 診療所までの主な利用交通手段 | | 病院等の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から病院等までの主な交通手段、所要時間等を記載 |
| 11 診療所の駐車場 | (i) 駐車場の有無 | 敷地内及び隣接地(概ね徒歩5分圏内)に駐車場を保有しているかどうか。 |
| | (ii) 駐車台数 | (i)の駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載 |
| | (iii) 有料又は無料の別 | (i)の駐車場の有料・無料の区別を記載(有料の場合、料金を記載することも差し支えない。) |
| 12 案内用ホームページアドレス | | 患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載 |
| 13 案内用電子メールアドレス | | 患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載 |
| 14 診療科目別の外来受付時間 | | |
| 15 予約診療の有無 | | |
| 16 時間外における対応 | | 別紙1の1) |
| 17 面会の日及び時間帯 | | |
| (3)院内サービス・アメニティ | | |
| 18 院内処方の有無 | | 外来患者に対して、診療所内で処方が行われているかどうか。 |
| 19 対応することができる外国語の種類 | | |
| 20 障害者に対するサービス内容 | | 別紙1の2) |
| 21 車椅子利用者に対するサービス内容 | | 別紙1の3) |
| 22 受動喫煙を防止するための措置 | | 別紙1の4) |
| 23 医療に関する相談員の配置の有無及び人数 | | 医療ソーシャルワーカー等の相談員を配置している場合にはその人数を記載(※非常勤も含む。非常勤を含む場合には常勤換算により記載) |

| | | |
|-------------------------|--|--|
| (4) 費用負担等 | | |
| 24 | 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の診療所の種類 | 別紙1の5) |
| 25 | 選定療養 | (i)「特別の療養環境の提供」に係る病室差額料が発生する病床数及び金額 |
| | | (ii)「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額 |
| | | (iii)「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額 |
| 26 | 治験の実施の有無及び契約件数 | 薬事法(昭和35年法律第145号)に規定する治験を実施しているかどうか。実施している場合は、報告を行う年度の前年度の治験実施に係る契約件数 |
| 27 | クレジットカードによる料金の支払いの可否 | |
| 2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項 | | |
| (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス | | |
| 28 | 専門医の種類及び人数 | 別紙1の6) |
| 29 | 併設している介護施設 | 別紙1の7) |
| 30 | 対応することができる疾患又は治療の内容 | 別紙2 |
| 31 | 対応することができる短期滞在手術 | 別紙1の8)①(日帰り手術) |
| | | 別紙1の8)②(1泊2日手術) |
| 32 | 専門外来の有無及び内容 | 診療所内において、設置している特定の患者、部位、疾患、治療を対象とする専門的外来を設置しているかどうか。設置している場合、医療法に基づき、広告が可能な患者特性や治療方法に限る。また、名称を記載する部分については、都道府県が定める様式において、字数制限を設けることができる。 |
| 33 | 健康診断及び健康相談の実施 | (i)健康診断の実施の有無及び内容 |
| | | (ii)健康相談の実施の有無及び内容 |
| 34 | 対応することができる予防接種 | 別紙1の9) |
| 35 | 対応することができる在宅医療 | 別紙1の10)※同一敷地内に併設されているもの |
| 36 | 対応することができる介護サービス | 別紙1の11) |
| 37 | セカンド・オピニオンに関する状況 | (i)セカンド・オピニオンのための診療に関する情報提供の有無 |
| | | (ii)セカンド・オピニオンのための診察の有無及び料金 |
| 38 | 地域医療連携体制 | (i)地域連携クリティカルパスの有無 |
| 39 | 地域の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口設置の有無 | 退院後に患者が治療を受ける医療機関の間で共有する、治療開始から在宅復帰までの全体的な治療計画を導入しているかどうか。 |
| | | 退院後の相談窓口として、病院等以外の保健医療サービス又は福祉サービスを提供している事業所又は施設との連携についての窓口を設置しているかどうか。 |

| 3. 医療の実績、結果に関する事項 | | | |
|-------------------|-----------------|--|---|
| 40 | 診療所の人員配置 | (i) 医療従事者の人員数 | 別紙1の12) 常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数とを足しあわせた数について記載する。なお、担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務によって計上し、看護師及び助産師の免許を併せて有する者については、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上する。 |
| 41 | 看護師の配置状況 | | 有床診療所の病床別のそれぞれの看護師実質配置の状況(1対〇) (計算方法)各病床別の1日平均患者数÷看護師及び准看護師数(常勤換算) ※「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」及び別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき算出すること。 |
| 42 | 法令上の義務以外の医療安全対策 | (i) 医療事故情報収集等事業への参加の有無 | 医療法施行規則に基づく事故等分析事業(事故等事案に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他事故等事案に関する科学的な調査研究を行うとともに、当該分析の結果又は当該調査研究の成果を提供する事業)に参加しているかどうか。 |
| 43 | 法令上の義務以外の院内感染対策 | (i) 院内での感染症の発症率に関する分析の実施の有無 | 対象を定め、継続的・定期的に集計・解析し、何らかの形で医療機関における院内感染対策の取組として活用しているかどうか。なお、分析結果そのものについては記載しないこと。 |
| 44 | 電子カルテシステムの導入の有無 | | |
| 45 | 情報開示に関する窓口の有無 | | 診療所内に常設される情報開示の手続き等を行う窓口で、患者等からの診療情報等の情報に関する相談、開示請求に応じられる体制を確保しているかどうか。 |
| 46 | 治療結果情報 | (i) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析の有無 | 当該診療所における患者に対する治療結果に関して行う分析を行っているかどうか。なお、分析結果そのものについては記載しないこと。 |
| | | (ii) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析結果の提供の有無 | 治療結果に関する分析の結果について、患者等の求めに応じて提供しているかどうか。 |
| 47 | 患者数 | (i) 病床種別ごとの患者数 | 「病床の種別ごとの患者数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の入院患者延数をそれぞれ暦日で除した数を記入する。 |
| | | (ii) 外来患者数 | 「外来患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の外来患者延数を実外来診療日数で除した数を記入する。この場合、外来患者数に在宅患者数は含まない。 |
| | | (iii) 在宅患者数 | 「在宅患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の在宅患者延数を実在宅診療日数で除した数を記入する。 |
| 48 | 平均在院日数 | | 報告する年度の前年度の【(在院患者延数÷(1/2×(新入院患者数+退院患者数))】(病床種別) |
| 49 | 患者満足度の調査 | (i) 患者満足度の調査の実施の有無 | 患者に行う当該診療所に対する満足度についてのアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。 |
| | | (ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無 | (i)のアンケート等の結果を、患者等の求めに応じて提供するかどうか。 |

【診療所用】

別表1

| 厚生労働省令で定めるもの | 厚生労働大臣が定めるもの | 記載上の留意事項 |
|-----------------|--|--|
| 1) 時間外(休日夜間)対応 | 1 終日の対応 | 病院・診療所で定められた診療時間以外でも患者の診療が可能なこと |
| | 2 病院又は診療所における緊急時の連絡先への連絡による対応 | 診療時間外(含む休日・夜間)に対応できる電話番号などの連絡先を患者に対して公開していることにより、患者が病院・診療所に連絡をとれる体制を整えていること |
| | 3 連携する病院又は診療所への電話の転送 | 病院・診療所が、診療時間外(含む休日・夜間)に患者を紹介するなど連携をしている病院等に患者からの電話を転送し、患者からの電話対応を行っていること |
| 2) 障害者に対する配慮 | 1 手話による対応 | |
| | 2 施設内の情報の表示 | 視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること |
| | 3 音声による情報の伝達 | 音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること |
| | 4 施設内点字ブロックの設置 | |
| | 5 点字による表示 | 点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること |
| 3) 車椅子利用者に対する配慮 | 1 施設のバリアフリー化の実施 | 高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること |
| | 2 喫煙室の設置 | 出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋を備えていること |
| 4) 受動喫煙防止対策 | 1 施設内における全面禁煙の実施 | |
| | 2 喫煙室の設置 | 出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋を備えていること |
| 5) 医療保険、公費負担等 | 1 保険医療機関 | 健康保険法(大正11年法律第70号)により指定を受けた医療機関 |
| | 2 老人保健法(昭和57年法律第80号)第6条に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関 | 保険医療機関以外の医療機関 |
| | 3 労災保険指定医療機関 | 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により、「療養の給付」を行う医療機関として、都道府県労働局長が指定した医療機関 |
| | 4 更生医療指定医療機関 | 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)により、自立支援医療(更生医療)を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関 |
| | 5 育成医療指定医療機関 | 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)により、自立支援医療(育成医療)を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関 |
| | 6 精神通院医療指定医療機関 | 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)により、自立支援医療(精神通院医療)を行う医療機関として、都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定した医療機関 |
| | 7 身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関 | 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)により、身体障害者手帳に係る、都道府県知事の指定を受けた医師を配置している医療機関 |
| | 8 精神保健福祉法(昭和25年法律第123号)に基づく指定病院又は応急入院指定病院 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)により、都道府県が設置する精神科病院に代わる施設として指定を受けた精神科病院、応急入院を行うことが認められる精神科病院として都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定する精神科病院 |
| | 9 精神保健指定医の配置されている医療機関 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)により、措置入院の判定等を行うに必要な知識及び技能等を有すると認められる者として、厚生労働大臣の指定を受けた精神保健指定医を配置している医療機関 |
| | 10 生活保護法指定医療機関 | 生活保護法(昭和25年法律第144号)により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関 |
| | 11 医療保護施設 | 生活保護法(昭和25年法律第144号)により、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的として、都道府県が設置し、又は都道府県知事が届出を受け、若しくは認可した施設 |
| | 12 結核指定医療機関 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、結核患者に対する適正な医療を行う医療機関として、都道府県知事が指定する医療機関 |
| | 13 指定養育医療機関 | 母子保健法(昭和40年法律第141号)により、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療を行う機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した医療機関 |
| | 14 戦傷病者特別援護法指定医療機関 | 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)により、軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、療養の給付を行う医療機関として、厚生労働大臣の指定する医療機関 |
| | 15 原子爆弾被害者医療指定医療機関 | 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)により、同法に規定する医療を担当する医療機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関 |
| | 16 原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関 | 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)により、同法の規定による支払を受けることができる医療機関として、都道府県知事が指定した医療機関 |
| | 17 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、同法で定める感染症の患者の入院を担当する医療機関として、都道府県知事が指定する病院 |
| | 18 公害医療機関 | 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)により、指定疾病についての療養の給付を担当する医療機関 |
| | 19 母体保護法指定医の配置されている医療機関 | 母体保護法(昭和23年法律第156号)により、都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定を受けた医師を配置している医療機関 |
| | 20 特定機能病院 | 医療法(昭和23年法律第205号)により、医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣が個別に承認する病院 |

【診療所用】

別表1

| 厚生労働省令で定めるもの | | 厚生労働大臣が定めるもの | 記載上の留意事項 |
|--------------|-----------|------------------------------|--|
| | 21 | 地域医療支援病院 | 医療法(昭和23年法律第205号)により、地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい医療機関について、都道府県知事が個別に承認する病院 |
| | 22 | 災害拠点病院 | 「災害拠点病院整備事業の実施について(平成8年5月10日付健政発第435号)」により、被災地の医療の確保、被災した地域への医療支援等を行うための拠点病院として、都道府県が要請する病院 |
| | 23 | へき地拠点病院 | 「へき地保健医療対策事業について(平成13年5月16日付医政発第529号)」により、へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔地診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院として、都道府県が指定する病院 |
| | 24 | 小児救急医療拠点病院 | 「救急医療対策の整備事業について(昭和52年7月6日付医発第692号)」により、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を常時整え、原則として、初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児重症救急患者を必ず受け入れる、入院を要する小児救急医療を担う医療機関として、都道府県が要請する病院 |
| | 25 | 救命救急センター | 「救急医療対策の整備事業について(昭和52年7月6日付医発第692号)」により、原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急医療機関として、都道府県が要請する病院 |
| | 26 | 臨床研修指定病院 | 医師法(昭和23年法律第201号)により、臨床研修病院の指定の基準を満たす病院として、厚生労働大臣が指定した病院 |
| | 27 | 外国医師臨床修練指定病院又は外国歯科医師臨床修練指定病院 | 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和62年法律第29号)により、外国医師又は外国歯科医師並びに外国看護師等が臨床修練を行うに適切な体制があると認められる病院として、厚生労働大臣が指定した病院 |
| | 28 | がん診療連携拠点病院 | 「がん診療連携拠点病院の整備について(平成18年2月1日付健発第0201004号)」により、地域におけるがん診療の連携の拠点として、都道府県知事が推薦し、厚生労働大臣が指定した病院 |
| | 29 | エイズ治療拠点病院 | 「エイズ治療の拠点病院の整備について(平成5年健医発第825号)」により、地域におけるエイズ診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院 |
| | 30 | 肝炎診療連携拠点病院 | 「肝炎診療連携拠点病院の整備について(平成19年健発第0419001号通知)」により、地域における肝炎診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院 |
| | 31 | 特定疾患治療研究事業委託医療機関 | 「特定疾患治療研究事業について(昭和48年衛発第242号)」により、特定疾患の治療研究事業を行うに相当として都道府県が当該研究事業を委託した医療機関 |
| | 32 | 在宅療養支援診療所 | 「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」により、地域における患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する診療所であって、「特掲診療料の施設基準等(平成18年厚生労働省告示第94号)」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た診療所 |
| | 33 | DPC対象病院 | 「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」により、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第138号)」別表の診断群分類点数表に基づいて、診断群分類ごとに診療報酬の包括払いを受けられる病院として、厚生労働大臣が指定する病院 |
| | 34 | 指定療育機関 | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)により、結核にかかっている児童に対し必要な医療を行う機関として厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した医療機関 |
| | 35 | 小児慢性特定疾患治療研究事業委託医療機関 | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定された慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療育を必要とする児童等に対して必要な医療等を行う事業を都道府県、指定都市、中核市から委託された医療機関 |
| | 36 | 無料低額診療事業実施医療機関 | 社会福祉法(昭和26年法律第45号)により、生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業を実施する医療機関で、都道府県知事が届出を受けた医療機関 |
| | 37 | 総合周産期母子医療センター | 「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について(平成17年8月23日付雇児発第0823001号)」により、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠、重症妊娠中毒症、切迫早産、胎児異常等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことのできる医療施設 |
| | 38 | 地域周産期母子医療センター | 「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について(平成17年8月23日付雇児発第0823001号)」により、産科及び小児科(新生児診療を担当するもの)等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことのできる医療施設 |
| | 39 | 不妊専門相談センター | 「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について(平成17年8月23日付雇児発第0823001号)」により、不妊に関する相談事業、不妊治療に関する情報提供などを行う施設として、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療施設 |
| | 40 | 思春期相談クリニック事業実施医療機関 | 「児童健全育成活動支援事業等助成費の国庫補助について(平成14年3月29日付雇児発第0329008号)」により、思春期特有の医学的問題、性に関する不安及び悩み等に対する相談に応ずる事業を実施する医療機関 |
| 6) | 学会認定医・専門医 | 1 整形外科専門医((社)日本整形外科学会) | 医療法第6条の5第1項第7号及び「医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告できる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)」において、厚生労働大臣の定める基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する認定を受けたもの。該当する医師(非常勤を含む)が在籍している医療機関は当該専門医の人数(非常勤を含む場合には常勤換算により記載)を記載すること |
| | | 2 皮膚科専門医((社)日本皮膚科学会) | 同上 |
| | | 3 麻酔科専門医((社)日本麻酔科学会) | 同上 |
| | | 4 放射線科専門医((社)日本医学放射線学会) | 同上 |
| | | 5 眼科専門医((財)日本眼科学会) | 同上 |
| | | 6 産婦人科専門医((社)日本産科婦人科学会) | 同上 |
| | | 7 耳鼻咽喉科専門医((社)日本耳鼻咽喉科学会) | 同上 |
| | | 8 泌尿器科専門医((社)日本泌尿器科学会) | 同上 |
| | | 9 形成外科専門医((社)日本形成外科学会) | 同上 |
| | | 10 病理専門医((社)日本病理学会) | 同上 |
| | | 11 内科専門医((社)日本内科学会) | 同上 |
| | | 12 外科専門医((社)日本外科学会) | 同上 |

【診療所用】

別表1

| 厚生労働省令で定めるもの | 厚生労働大臣が定めるもの | 記載上の留意事項 |
|--------------|-------------------------------------|----------|
| | 13 糖尿病専門医((社)日本糖尿病学会) | 同上 |
| | 14 肝臓専門医((社)日本肝臓学会) | 同上 |
| | 15 感染症専門医((社)日本感染症学会) | 同上 |
| | 16 救急科専門医(有限責任中間法人日本救急医学会) | 同上 |
| | 17 血液専門医((社)日本血液学会) | 同上 |
| | 18 循環器専門医((社)日本循環器学会) | 同上 |
| | 19 呼吸器専門医((社)日本呼吸器学会) | 同上 |
| | 20 消化器病専門医((財)日本消化器病学会) | 同上 |
| | 21 腎臓専門医((社)日本腎臓学会) | 同上 |
| | 22 小児科専門医((社)日本小児科学会) | 同上 |
| | 23 口腔外科専門医((社)日本口腔外科学会) | 同上 |
| | 24 内分泌代謝科専門医((社)日本内分泌学会) | 同上 |
| | 25 消化器外科専門医(有限責任中間法人日本消化器外科学会) | 同上 |
| | 26 超音波専門医((社)日本超音波医学会) | 同上 |
| | 27 細胞診専門医(特定非営利活動法人日本臨床細胞学会) | 同上 |
| | 28 透析専門医((社)日本透析医学会) | 同上 |
| | 29 脳神経外科専門医(社団法人日本脳神経外科学会) | 同上 |
| | 30 リハビリテーション科専門医((社)日本リハビリテーション医学会) | 同上 |
| | 31 老年病専門医((社)日本老年医学会) | 同上 |
| | 32 心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本胸部外科学会) | 同上 |
| | 33 心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本血管外科学会) | 同上 |
| | 34 心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会) | 同上 |
| | 35 呼吸器外科専門医(特定非営利活動法人日本胸部外科学会) | 同上 |
| | 36 呼吸器外科専門医(特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会) | 同上 |
| | 37 消化器内視鏡専門医((社)日本消化器内視鏡学会) | 同上 |
| | 38 小児外科専門医(特定非営利活動法人日本小児外科学会) | 同上 |
| | 39 神経内科専門医(有限責任中間法人日本神経学会) | 同上 |
| | 40 リウマチ専門医(有限責任中間法人日本リウマチ学会) | 同上 |
| | 41 歯周病専門医(特定非営利活動法人日本歯周病学会) | 同上 |
| | 42 乳腺専門医(有限責任中間法人日本乳癌学会) | 同上 |
| | 43 臨床遺伝専門医(有限責任中間法人日本人類遺伝学会) | 同上 |
| | 44 漢方専門医((社)日本東洋医学会) | 同上 |
| | 45 レーザー専門医(特定非営利活動法人日本レーザー医学会) | 同上 |
| | 46 気管支鏡専門医(特定非営利活動法人日本呼吸器内視鏡学会) | 同上 |
| | 47 歯科麻酔専門医(有限責任中間法人日本歯科麻酔学会) | 同上 |
| | 48 小児歯科専門医(有限責任中間法人日本小児歯科学会) | 同上 |
| | 49 アレルギー専門医(社団法人日本アレルギー学会) | 同上 |
| | 50 核医学専門医(有限責任中間法人日本核医学会) | 同上 |
| | 51 気管食道科専門医(特定非営利活動法人日本気管食道科学会) | 同上 |

【診療所用】

| 厚生労働省令で定めるもの | | 厚生労働大臣が定めるもの | 記載上の留意事項 |
|--------------|---------------|---------------------------------------|--|
| 7) | 併設している介護関係施設等 | 1 介護老人福祉施設 | 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が30人以上であるものに限る。)であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設 |
| | | 2 介護老人保健施設 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者(その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設 |
| | | 3 居宅介護支援事業所 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅介護支援事業(居宅介護サービス計画を作成する事業をいう。)を行う事業所 |
| | | 4 介護予防支援事業所 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護予防支援事業(介護予防サービス計画を作成する事業をいう。)を行う事業所 |
| | | 5 老人介護支援センター | 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村等の老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設 |
| | | 6 訪問看護ステーション又は介護予防訪問看護ステーション | ①居宅要介護者について、その者の居宅において看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所又は②居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所 |
| | | 7 通所介護事業所又は介護予防通所介護事業所 | ①居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う(認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)事業所又は②居宅要支援者について、その介護予防を目的として、同法の規定する老人デイサービス等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う(介護予防認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)事業所 |
| | | 8 通所リハビリテーション事業所又は介護予防通所リハビリテーション事業所 | ①居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う事業所又は②居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う事業所 |
| | | 9 短期入所生活介護事業所又は介護予防短期入所生活介護事業所 | ①居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は②居宅要支援者について、同法に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所 |
| | | 10 短期入所療養介護事業所又は介護予防短期入所療養介護事業所 | ①居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う事業所又は②居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行う事業所 |
| | | 11 特定施設又は介護予防特定施設 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設(地域密着型特定施設でないもの)であって、入居する要介護者、要支援者に対し、特定施設サービス計画にもとづき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことを目的とする施設 |
| | | 12 認知症対応型通所介護事業所又は介護予防認知症対応型通所介護事業所 | ①居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態(以下「認知症」という。)であるものについて、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は②居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、同法に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所 |
| | | 13 小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 | ①居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は②居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所 |
| | | 14 認知症対応型グループホーム又は介護予防認知症対応型グループホーム | ①要介護者であって認知症であるものについて、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う施設又は②要支援者であって認知症であるものについて、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所 |
| | | 15 地域密着型特定施設 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの(「介護専用型特定施設」)のうち、その入居定員が29人以下であるもの |
| | | 16 地域密着型介護老人福祉施設 | 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が二十九人以下であるものに限る。以下この項において同じ。)であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画(地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護者について、当該施設が提供するサービスの内容等を定めた計画をいう。)に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設 |
| 8) | 対応可能な短期滞在手術 | ①日帰り手術 | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 1 皮膚、皮下腫瘍摘出術 | 同上 |
| | | 2 腋臭症手術 | 同上 |
| | | 3 半月板切除術 | 同上 |
| | | 4 手根管開放手術 | 同上 |

【診療所用】

別表1

| 厚生労働省令で定めるもの | 厚生労働大臣が定めるもの | 記載上の留意事項 |
|--------------|----------------------------|-----------------------------|
| | 5 水晶体再建術 | 同上 |
| | 6 乳腺腫瘍摘出術 | 同上 |
| | 7 気管支狭窄拡張術 | 同上 |
| | 8 気管支腫瘍摘出術 | 同上 |
| | 9 ヘルニア手術 | 同上 |
| | 10 内視鏡的胃・十二指腸ポリープ・粘膜切除術 | 同上 |
| | 11 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術 | 同上 |
| | 12 経尿道的レーザー前立腺切除術 | 同上 |
| ②1泊2日手術 | 1 関節鏡摘出術 | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 2 半月板縫合術 | 同上 |
| | 3 靭帯断裂縫合術 | 同上 |
| | 4 胸腔鏡下交感神経節切除術 | 同上 |
| | 5 顎下腺腫瘍摘出術 | 同上 |
| | 6 甲状腺部分切除術、甲状腺腫瘍摘出術 | 同上 |
| | 7 下肢静脈瘤手術 | 同上 |
| | 8 腹腔鏡下胆嚢摘出術 | 同上 |
| | 9 腹腔鏡下虫垂切除術 | 同上 |
| | 10 痔核手術 | 同上 |
| | 11 経尿道的尿路結石除去術 | 同上 |
| | 12 尿失禁手術 | 同上 |
| | 13 子宮頸部切除術 | 同上 |
| | 14 子宮鏡下子宮筋腫摘出術 | 同上 |
| | 15 子宮付属器腫瘍摘出術 | 同上 |
| 9) 対応可能な予防接種 | 1 ジフテリアの予防接種 | |
| | 2 破傷風の予防接種 | |
| | 3 ジフテリア、百日咳及び破傷風の三種混合の予防接種 | |
| | 4 ジフテリア及び破傷風の二種混合の予防接種 | |
| | 5 ポリオの予防接種 | |
| | 6 麻疹の予防接種 | |
| | 7 風疹の予防接種 | |
| | 8 麻疹及び風疹の二種混合の予防接種 | |
| | 9 日本脳炎の予防接種 | |
| | 10 BCGの予防接種 | |
| | 11 インフルエンザの予防接種 | |
| | 12 おたふくかぜの予防接種 | |
| | 13 水痘の予防接種 | |
| | 14 A型肝炎の予防接種 | |
| | 15 B型肝炎の予防接種 | |
| | 16 コレラの予防接種 | |
| | 17 狂犬病の予防接種 | |
| | 18 黄熱病の予防接種 | |

【診療所用】

別表1

| 厚生労働省令で定めるもの | 厚生労働大臣が定めるもの | 記載上の留意事項 |
|---------------|--------------------------|-----------------------------|
| | 19 肺炎球菌感染症の予防接種 | |
| 10) 対応可能な在宅医療 | | |
| ①在宅医療 | 1 往診(終日対応することができるものに限る。) | 24時間の往診が可能な場合に選択 |
| | 2 上記以外の往診 | 上記以外の往診の場合に選択 |
| | 3 地域連携退院時共同指導 | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 4 在宅患者訪問診療 | 同上 |
| | 5 在宅時医学総合管理 | 同上 |
| | 6 在宅末期医療総合診療 | 同上 |
| | 7 救急搬送診療 | 同上 |
| | 8 在宅患者訪問看護・指導 | 同上 |
| | 9 在宅患者訪問点滴注射管理指導 | 同上 |
| | 10 在宅訪問リハビリテーション指導管理 | 同上 |
| | 11 訪問看護指示 | 同上 |
| | 12 在宅患者訪問薬剤管理指導 | 同上 |
| | 13 在宅患者訪問栄養食事指導 | 同上 |
| | 14 歯科訪問診療 | 同上 |
| ②在宅療養指導 | 1 退院前在宅療養指導管理 | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 2 在宅自己注射指導管理 | 同上 |
| | 3 在宅自己腹膜灌流指導管理 | 同上 |
| | 4 在宅血液透析指導管理 | 同上 |
| | 5 在宅酸素療法指導管理 | 同上 |
| | 6 在宅中心静脈栄養法指導管理 | 同上 |
| | 7 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 | 同上 |
| | 8 在宅自己導尿指導管理 | 同上 |
| | 9 在宅人工呼吸指導管理 | 同上 |
| | 10 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 | 同上 |
| | 11 在宅悪性腫瘍患者指導管理 | 同上 |
| | 12 在宅寝たきり患者処置指導管理 | 同上 |
| | 13 在宅自己疼痛管理指導管理 | 同上 |
| | 14 在宅肺高血圧症患者指導管理 | 同上 |
| | 15 在宅気管切開患者指導管理 | 同上 |
| | 16 寝たきり老人訪問指導管理 | 同上 |
| ③診療内容 | 1 点滴の管理 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 2 中心静脈栄養 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 3 腹膜透析 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 4 酸素療法 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 5 経管栄養 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 6 疼痛の管理 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 7 褥瘡の管理 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 8 人工肛門の管理 | 診療内容に合致するものを選択 |

【診療所用】

別表1

| 厚生労働省令で定めるもの | 厚生労働大臣が定めるもの | 記載上の留意事項 |
|-------------------|---------------------------------------|---|
| | 9 人工膀胱の管理 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 10 レスビレーター(人工呼吸器) | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 11 モニター測定(血圧・心拍等) | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 12 尿カテーテル(留置カテーテル等) | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 13 気管切開部の処置 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 14 在宅ターミナルケアの対応 | 診療内容に合致するものを選択 |
| ④他の施設との連携 | 1 病院との連携 | 常時病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択 |
| | 2 診療所との連携 | 常時診療所と共同して在宅医療を実施している場合に選択 |
| | 3 訪問看護ステーションとの連携 | 常時訪問看護ステーションと共同して在宅医療を実施している場合に選択 |
| | 4 居宅介護支援事業所との連携 | 常時居宅介護支援事業所と共同して在宅医療を実施している場合に選択 |
| | 5 薬局との連携 | 常時病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択 |
| 11) 対応可能な介護保険サービス | | |
| ①施設サービス | 1 介護福祉施設サービス | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。 |
| | 2 介護保健施設サービス | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。 |
| | 3 介護療養施設サービス | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療をいう。 |
| ②居宅介護支援 | 1 居宅介護支援 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、在宅サービス等を適切に利用できるように心身の状況・環境・本人や家族の希望等をうけ、利用するサービスの種類・内容等の計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行うとともに、介護保険施設等への入所が必要な場合は施設への紹介等を行うものをいう。 |
| ③居宅サービス | 1 訪問介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者であって、居宅(老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する軽費老人ホーム、有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。以下同じ。)において介護を受けるもの(以下「居宅要介護者」という。)(について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの(夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。)をいう。 |
| | 2 訪問入浴介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。 |
| | 3 訪問看護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。 |
| | 4 訪問リハビリテーション | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。 |
| | 5 居宅療養管理指導 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であって、厚生労働省令で定めるものをいう。 |
| | 6 通所介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと(認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)をいう。 |
| | 7 通所リハビリテーション | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。 |
| | 8 短期入所生活介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。 |
| | 9 短期入所療養介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。 |
| | 10 特定施設入居者生活介護(指定を受けている有料老人ホーム等において可) | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をいう。 |

【診療所用】

| | 厚生労働省令で定めるもの | 厚生労働大臣が定めるもの | 記載上の留意事項 |
|------------|--------------|---|---|
| | | 11 福祉用具貸与 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について福祉用具(心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。)のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。 |
| | | 12 特定福祉用具販売 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。 |
| ④地域密着型サービス | | 1 夜間対応型訪問介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居宅において介護福祉士等で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。 |
| | | 2 認知症対応型通所介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶能力及びその他の認知機能が低下した状態であるものについて、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。 |
| | | 3 小規模多機能型居宅介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅等の拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。 |
| | | 4 認知症対応型共同生活介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。 |
| | | 5 地域密着型特定施設入居者生活介護(指定を受けている有料老人ホーム等において可) | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、有料老人ホーム等であって、その入居者が要介護者、その配偶者等に限られるもののうち、その入居定員が29人以下であるもの(以下この項において「地域密着型特定施設」という。))に入居している要介護者について、当該地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をいう。 |
| | | 6 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。 |
| ⑤介護予防支援 | | 1 介護予防支援 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護予防サービス等を適切に利用できるように、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、心身の状況・環境・本人や家族の希望等をうけ、利用するサービスの種類・内容等の計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行うものをいう。 |
| ⑥介護予防サービス | | 1 介護予防訪問介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要支援者であって、居宅において支援を受けるものについて、その者の居宅において、その介護予防(身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止をいう。以下同じ。)を目的として、介護福祉士等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援をいう。 |
| | | 2 介護予防訪問入浴介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める場合に、その者の居宅を訪問し、厚生労働省令で定める期間にわたり浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。 |
| | | 3 介護予防訪問看護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。 |
| | | 4 介護予防訪問リハビリテーション | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。 |
| | | 5 介護予防居宅療養管理指導 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等により行われる療養上の管理及び指導をいう。 |
| | | 6 介護予防通所介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、老人福祉法(昭和38年法律第133号)で定める老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うこと(介護予防認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)をいう。 |
| | | 7 介護予防通所リハビリテーション | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。 |
| | | 8 介護予防短期入所生活介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)で定める老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。 |
| | | 9 介護予防短期入所療養介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等で定める施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことをいう。 |
| | | 10 介護予防特定施設入居者生活介護(指定を受けている有料老人ホーム等において可) | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、特定施設(介護専用型特定施設を除く。))に入居している要支援者について、その介護予防を目的として、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をいう。 |

【診療所用】

別表1

| 厚生労働省令で定めるもの | 厚生労働大臣が定めるもの | 記載上の留意事項 |
|----------------|--------------------|---|
| | 11 介護予防福祉用具貸与 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。 |
| | 12 特定介護予防福祉用具販売 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであって入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。 |
| ⑦介護予防地域密着型サービス | 1 介護予防認知症対応型通所介護 | 居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、老人福祉法(昭和38年法律第133号)の厚生労働省令で定める施設又は同法に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。 |
| | 2 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。 |
| | 3 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 要支援者(厚生労働省令で定める要支援状態区分に該当する状態である者に限る。)であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。 |
| 12) 医療従事者 | 1 医師 | |
| | 2 歯科医師 | |
| | 3 薬剤師 | |
| | 4 看護師及び准看護師 | |
| | 5 助産師 | |
| | 6 歯科衛生士 | |
| | 7 診療放射線技師 | |
| | 8 理学療法士 | |
| | 9 作業療法士 | |

医療機関の医療機能に関する情報【歯科診療所】

| I.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項 | 詳細 | 記載上の留意事項 |
|-------------------------------|---------------|--|
| (1)基本情報 | | |
| 1 診療所の名称 | | |
| 2 診療所の開設者 | | |
| 3 診療所の管理者 | | |
| 4 診療所の所在地 | | |
| 5 診療所の案内用の電話番号及びFAX番号 | | |
| 6 診療科目 | | 医療法第6条の6に基づく診療科名を指す。 |
| 7 診療科目別の診療日 | | |
| 8 診療科目別の診療時間 | | 標榜している診療科目毎の診療を行う時間を記載 |
| (2)診療所へのアクセス | | |
| 9 診療所までの主な利用交通手段 | | 病院等の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から病院等までの主な交通手段、所要時間等を記載 |
| 10 診療所の駐車場 | (i)駐車場の有無 | 敷地内及び隣接地(概ね徒歩5分圏内)に駐車場を保有しているかどうか。 |
| | (ii)駐車台数 | (i)の駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載 |
| | (iii)有料又は無料の別 | (i)の駐車場の有料・無料の区別を記載(有料の場合、料金を記載することも差し支えない。) |
| 11 案内用ホームページアドレス | | 患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載 |
| 12 案内用電子メールアドレス | | 患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載 |
| 13 診療科目別の外来受付時間 | | |
| 14 予約診療の有無 | | |
| (3)院内サービス・アメニティ | | |
| 15 院内処方の有無 | | 外来患者に対して、診療所内で処方が行われているかどうか。 |
| 16 対応することができる外国語の種類 | | |
| 17 障害者に対するサービス内容 | | 別紙1の1) |
| 18 車椅子利用者に対するサービス内容 | | 別紙1の2) |
| 19 受動喫煙を防止するための措置 | | 別紙1の3) |
| 20 医療に関する相談員の配置の有無及び人数 | | 医療ソーシャルワーカー等の相談員を配置している場合にはその人数を記載(※非常勤も含む。非常勤を含む場合には常勤換算により記載。) |
| (4)費用負担等 | | |
| 21 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類 | | 別紙1の4) |
| 22 クレジットカードによる料金の支払いの可否 | | |

| | | |
|-------------------------|-----------------------|--|
| 2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項 | | |
| (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス | | |
| 23 | 専門医の種類及び人数 | 別紙1の5) |
| 24 | 対応することができる疾患又は治療の内容 | 別紙2 |
| 25 | 専門外来の有無及び内容 | 診療所内において、設置している特定の患者、部位、疾患、治療を対象とする専門的外来を設置しているかどうか。設置している場合、医療法に基づき、広告が可能な患者特性や治療方法に限る。また、名称を記載する部分については、都道府県が定める様式において、字数制限を設けることができる。 |
| 26 | (i) 健康診断の実施の有無及び内容 | 内容については、「乳幼児検診」、「胃がん検診」等、対象者や部位を付記することは差し支えなく、「人間ドック」という表現も差し支えない。ただし、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県が定める様式において字数制限を設けることができる。 |
| | (ii) 健康相談の実施の有無及び内容 | 内容については、「がんに関する健康相談」、「生活習慣病に関する健康相談」、「歯の健康相談」等、対象者や部位を付記することは差し支えない。ただし、内容については、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県が定める様式において字数制限を設けることができる。 |
| 27 | 対応することができる在宅医療 | 別紙1の6) |
| 3. 医療の実績、結果に関する事項 | | |
| 28 | 歯科診療所の人員配置 | (i) 医療従事者の人員数 別紙1の7) 常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数とを足し合わせた数について記載する。なお、担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務によって計上し、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上する。 |
| 29 | 情報開示に関する窓口の有無 | 診療所内に常設される情報開示の手続き等を行う窓口で、患者等からの診療情報等の情報に関する相談、開示請求に応じられる体制を確保しているかどうか。 |
| 30 | 患者数 | (i) 外来患者数 「外来患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の外来患者延数を外来診療日数で除した数を記入する。この場合、外来患者数に在宅患者数は含まない。 |
| 31 | (i) 患者満足度の調査の実施の有無 | 患者に行う当該診療所に対する満足度についてのアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。 |
| | (ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無 | (i)のアンケート等の結果を、患者等の求めに応じて提供するかどうか。 |

【歯科診療所用】

別表1

| | 厚生労働省令で定めるもの | 厚生労働大臣が定めるもの | 記載上の留意事項 |
|-----------------|--------------|--|--|
| 1) 障害者に対する配慮 | 1 | 手話による対応 | |
| | 2 | 施設内の情報の表示 | 視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること |
| | 3 | 音声による情報の伝達 | 音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること |
| | 4 | 施設内点字ブロックの設置 | |
| | 5 | 点字による表示 | 点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること |
| 2) 車椅子利用者に対する配慮 | 1 | 施設のバリアフリー化の実施 | 高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること |
| 3) 受動喫煙防止対策 | 1 | 施設内における全面禁煙の実施 | |
| | 2 | 喫煙室の設置 | 出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋を備えていること |
| 4) 医療保険、公費負担等 | 1 | 保険医療機関 | 健康保険法(大正11年法律第70号)により指定を受けた医療機関 |
| | 2 | 老人保健法(昭和57年法律第80号)第6条に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関 | 保険医療機関以外の医療機関 |
| | 3 | 労災保険指定医療機関 | 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により、「療養の給付」を行う医療機関として、都道府県労働局長が指定した医療機関 |
| | 4 | 更生医療指定医療機関 | 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)により、自立支援医療(更生医療)を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関 |
| | 5 | 育成医療指定医療機関 | 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)により、自立支援医療(育成医療)を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関 |
| | 6 | 精神通院医療指定医療機関 | 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)により、自立支援医療(精神通院医療)を行う医療機関として、都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定した医療機関 |
| | 7 | 身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関 | 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)により、身体障害者手帳に係る、都道府県知事の指定を受けた医師を配置している医療機関 |
| | 8 | 精神保健福祉法(昭和25年法律第123号)に基づく指定病院又は応急入院指定病院 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)により、都道府県が設置する精神科病院に代わる施設として指定を受けた精神科病院、応急入院を行うことが認められる精神科病院として都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定する精神科病院 |
| | 9 | 精神保健指定医の配置されている医療機関 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)により、措置入院の判定等を行うのに必要な知識及び技能等を有すると認められる者として、厚生労働大臣の指定を受けた精神保健指定医を配置している医療機関 |
| | 10 | 生活保護法指定医療機関 | 生活保護法(昭和25年法律第144号)により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関 |
| | 11 | 医療保護施設 | 生活保護法(昭和25年法律第144号)により、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的として、都道府県が設置し、又は都道府県知事が届出を受け、若しくは認可した施設 |
| | 12 | 結核指定医療機関 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、結核患者に対する適正な医療を行う医療機関として、都道府県知事が指定する医療機関 |
| | 13 | 指定養育医療機関 | 母子保健法(昭和40年法律第141号)により、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療を行う機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した医療機関 |
| | 14 | 戦傷病者特別援護法指定医療機関 | 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)により、軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、療養の給付を行う医療機関として、厚生労働大臣の指定する医療機関 |
| | 15 | 原子爆弾被害者医療指定医療機関 | 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)により、同法に規定する医療を担当する医療機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関 |
| | 16 | 原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関 | 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)により、同法の規定による支払を受けることができる医療機関として、都道府県知事が指定した医療機関 |
| | 17 | 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、同法で定める感染症の患者の入院を担当する医療機関として、都道府県知事が指定する病院 |
| | 18 | 公害医療機関 | 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)により、指定疾病についての療養の給付を担当する医療機関 |
| | 19 | 母体保護法指定医の配置されている医療機関 | 母体保護法(昭和23年法律第156号)により、都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定を受けた医師を配置している医療機関 |
| | 20 | 特定機能病院 | 感染症(昭和23年法律第205号)により、医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣が個別に承認する病院 |
| | 21 | 地域医療支援病院 | 医療法(昭和23年法律第205号)により、地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい医療機関について、都道府県知事が個別に承認する病院 |
| | 22 | 災害拠点病院 | 「災害拠点病院整備事業の実施について(平成8年5月10日付健政発第435号)」により、被災地の医療の確保、被災した地域への医療支援等を行うための拠点病院として、都道府県が要請する病院 |
| | 23 | へき地拠点病院 | 「へき地保健医療対策事業について(平成13年5月16日付医政発第529号)」により、へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔地診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院として、都道府県が指定する病院 |
| | 24 | 小児救急医療拠点病院 | 「救急医療対策の整備事業について(昭和52年7月6日付医発第692号)」により、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を常時整え、原則として、初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児重症救急患者を必ず受け入れる、入院を要する小児救急医療を担う医療機関として、都道府県が要請する病院 |

【歯科診療所用】

| | 厚生労働省令で定めるもの | 厚生労働大臣が定めるもの | 記載上の留意事項 |
|----|--------------|---------------------------------|--|
| | | 25 救命救急センター | 「救急医療対策の整備事業について(昭和52年7月6日付医発第692号)」により、原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急医療機関として、都道府県が要請する病院 |
| | | 26 臨床研修指定病院 | 医師法(昭和23年法律第201号)により、臨床研修病院の指定の基準を満たす病院として、厚生労働大臣が指定した病院 |
| | | 27 外国医師臨床研修指定病院又は外国歯科医師臨床研修指定病院 | 外国医師等が行う臨床研修に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和62年法律第29号)により、外国医師又は外国歯科医師並びに外国看護師等が臨床研修を行うに適切な体制にあると認められる病院として、厚生労働大臣が指定した病院 |
| | | 28 がん診療連携拠点病院 | 「がん診療連携拠点病院の整備について(平成18年2月1日付健発第0201004号)」により、地域におけるがん診療の連携の拠点として、都道府県知事が推薦し、厚生労働大臣が指定した病院 |
| | | 29 エイズ治療拠点病院 | 「エイズ治療の拠点病院の整備について(平成5年健医発第825号)」により、地域におけるエイズ診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院 |
| | | 30 肝疾患診療連携拠点病院 | 「肝疾患診療体制の整備について(平成19年健発第0419001号通知)」により、地域における肝疾患診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院 |
| | | 31 特定疾患治療研究事業委託医療機関 | 「特定疾患治療研究事業について(昭和48年衛発第242号)」により、特定疾患の治療研究事業を行うに相当して都道府県が当該研究事業を委託した医療機関 |
| | | 32 在宅療養支援診療所 | 「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」により、地域における患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する診療所であって、「特掲診療料の施設基準等(平成18年厚生労働省告示第94号)」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た診療所 |
| | | 33 DPC対象病院 | 「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」により、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第138号)」別表の診断群分類点数表に基づいて、診断群分類ごとに診療報酬の包括払いを受ける病院として、厚生労働大臣が指定する病院 |
| | | 34 指定療育機関 | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)により、結核にかかっている児童に対し必要な医療を行う機関として厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した医療機関 |
| | | 35 小児慢性特定疾患治療研究事業委託医療機関 | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定された慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療育を必要とする児童等に対して必要な医療等を行う事業を都道府県、指定都市、中核市から委託された医療機関 |
| | | 36 無料低額診療事業実施医療機関 | 社会福祉法(昭和26年法律第45号)により、生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業を実施する医療機関で、都道府県知事が届出を受けた医療機関 |
| | | 37 総合周産期母子医療センター | 「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について(平成17年8月23日付雇児発第0823001号)」により、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠、重症妊娠中毒症、切迫早産、胎児異常等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことのできる医療施設 |
| | | 38 地域周産期母子医療センター | 「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について(平成17年8月23日付雇児発第0823001号)」により、産科及び小児科(新生児診療を担当するもの)等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設 |
| | | 39 不妊専門相談センター | 「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について(平成17年8月23日付雇児発第0823001号)」により、不妊に関する相談事業、不妊治療に関する情報提供などを行う施設として、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療施設 |
| | | 40 思春期相談クリニック事業実施医療機関 | 「児童健全育成活動支援事業等助成費の国庫補助について(平成14年3月29日付雇児発第0329008号)」により、思春期特有の医学的問題、性に関する不安及び悩み等に対する相談に応ずる事業を実施する医療機関 |
| 5) | 学会認定医・専門医 | 1 整形外科専門医(社)日本整形外科学会) | 医療法第6条の5第1項第7号及び「医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告できる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)」において、厚生労働大臣の定める基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する認定を受けたもの。該当する医師(非常勤を含む)が在籍している医療機関は当該専門医の人数(非常勤を含む場合には常勤換算により記載)を記載すること |
| | | 2 皮膚科専門医(社)日本皮膚科学会) | 同上 |
| | | 3 麻酔科専門医(社)日本麻酔科学会) | 同上 |
| | | 4 放射線科専門医(社)日本医学放射線学会) | 同上 |
| | | 5 眼科専門医(財)日本眼科学会) | 同上 |
| | | 6 産婦人科専門医(社)日本産科婦人科学会) | 同上 |
| | | 7 耳鼻咽喉科専門医(社)日本耳鼻咽喉科学会) | 同上 |
| | | 8 泌尿器科専門医(社)日本泌尿器科学会) | 同上 |
| | | 9 形成外科専門医(社)日本形成外科学会) | 同上 |
| | | 10 病理専門医(社)日本病理学会) | 同上 |
| | | 11 内科専門医(社)日本内科学会) | 同上 |
| | | 12 外科専門医(社)日本外科学会) | 同上 |
| | | 13 糖尿病専門医(社)日本糖尿病学会) | 同上 |
| | | 14 肝臓専門医(社)日本肝臓学会) | 同上 |
| | | 15 感染症専門医(社)日本感染症学会) | 同上 |
| | | 16 救急科専門医(有限責任中間法人日本救急医学会) | 同上 |
| | | 17 血液専門医(社)日本血液学会) | 同上 |
| | | 18 循環器専門医(社)日本循環器学会) | 同上 |

【歯科診療所用】

別表1

| 厚生労働省令で定めるもの | 厚生労働大臣が定めるもの | 記載上の留意事項 |
|--------------|-------------------------------------|-----------------------------|
| | 19 呼吸器専門医((社)日本呼吸器学会) | 同上 |
| | 20 消化器病専門医((財)日本消化器病学会) | 同上 |
| | 21 腎臓専門医((社)日本腎臓学会) | 同上 |
| | 22 小児科専門医((社)日本小児科学会) | 同上 |
| | 23 口腔外科専門医((社)日本口腔外科学会) | 同上 |
| | 24 内分泌代謝科専門医((社)日本内分泌学会) | 同上 |
| | 25 消化器外科専門医(有限責任中間法人日本消化器外科学会) | 同上 |
| | 26 超音波専門医((社)日本超音波医学会) | 同上 |
| | 27 細胞診専門医(特定非営利活動法人日本臨床細胞学会) | 同上 |
| | 28 透析専門医((社)日本透析医学会) | 同上 |
| | 29 脳神経外科専門医(社団法人日本脳神経外科学会) | 同上 |
| | 30 リハビリテーション科専門医((社)日本リハビリテーション医学会) | 同上 |
| | 31 老年病専門医((社)日本老年医学会) | 同上 |
| | 32 心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本胸部外科学会) | 同上 |
| | 33 心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本血管外科学会) | 同上 |
| | 34 心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会) | 同上 |
| | 35 呼吸器外科専門医(特定非営利活動法人日本胸部外科学会) | 同上 |
| | 36 呼吸器外科専門医(特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会) | 同上 |
| | 37 消化器内視鏡専門医((社)日本消化器内視鏡学会) | 同上 |
| | 38 小児外科専門医(特定非営利活動法人日本小児外科学会) | 同上 |
| | 39 神経内科専門医(有限責任中間法人日本神経学会) | 同上 |
| | 40 リウマチ専門医(有限責任中間法人日本リウマチ学会) | 同上 |
| | 41 歯周病専門医(特定非営利活動法人日本歯周病学会) | 同上 |
| | 42 乳腺専門医(有限責任中間法人日本乳癌学会) | 同上 |
| | 43 臨床遺伝専門医(有限責任中間法人日本人類遺伝学会) | 同上 |
| | 44 漢方専門医((社)日本東洋医学会) | 同上 |
| | 45 レーザー専門医(特定非営利活動法人日本レーザー医学会) | 同上 |
| | 46 気管支鏡専門医(特定非営利活動法人日本呼吸器内視鏡学会) | 同上 |
| | 47 歯科麻酔専門医(有限責任中間法人日本歯科麻酔学会) | 同上 |
| | 48 小児歯科専門医(有限責任中間法人日本小児歯科学会) | 同上 |
| | 49 アレルギー専門医(社団法人日本アレルギー学会) | 同上 |
| | 50 核医学専門医(有限責任中間法人日本核医学会) | 同上 |
| | 51 気管食道科専門医(特定非営利活動法人日本気管食道科学会) | 同上 |
| 6) 対応可能な在宅医療 | | |
| ①在宅医療 | 1 往診(終日対応することができるものに限る。) | 24時間の往診が可能な場合に選択 |
| | 2 上記以外の往診 | 上記以外の往診の場合に選択 |
| | 3 地域連携退院時共同指導 | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 4 在宅患者訪問診療 | 同上 |
| | 5 在宅時医学総合管理 | 同上 |
| | 6 在宅末期医療総合診療 | 同上 |
| | 7 救急搬送診療 | 同上 |
| | 8 在宅患者訪問看護・指導 | 同上 |

【歯科診療所用】

別表1

| 厚生労働省令で定めるもの | 厚生労働大臣が定めるもの | 記載上の留意事項 |
|--------------|----------------------|-----------------------------|
| | 9 在宅患者訪問点滴注射管理指導 | 同上 |
| | 10 在宅訪問リハビリテーション指導管理 | 同上 |
| | 11 訪問看護指示 | 同上 |
| | 12 在宅患者訪問薬剤管理指導 | 同上 |
| | 13 在宅患者訪問栄養食事指導 | 同上 |
| | 14 歯科訪問診療 | 同上 |
| ②在宅療養指導 | 1 退院前在宅療養指導管理 | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 2 在宅自己注射指導管理 | 同上 |
| | 3 在宅自己腹膜灌流指導管理 | 同上 |
| | 4 在宅血液透析指導管理 | 同上 |
| | 5 在宅酸素療法指導管理 | 同上 |
| | 6 在宅中心静脈栄養法指導管理 | 同上 |
| | 7 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 | 同上 |
| | 8 在宅自己導尿指導管理 | 同上 |
| | 9 在宅人工呼吸指導管理 | 同上 |
| | 10 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 | 同上 |
| | 11 在宅悪性腫瘍患者指導管理 | 同上 |
| | 12 在宅寝たきり患者処置指導管理 | 同上 |
| | 13 在宅自己疼痛管理指導管理 | 同上 |
| | 14 在宅肺高血圧症患者指導管理 | 同上 |
| | 15 在宅気管切開患者指導管理 | 同上 |
| | 16 寝たきり老人訪問指導管理 | 同上 |
| ③診療内容 | 1 点滴の管理 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 2 中心静脈栄養 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 3 腹膜透析 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 4 酸素療法 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 5 経管栄養 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 6 疼痛の管理 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 7 褥瘡の管理 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 8 人工肛門の管理 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 9 人工膀胱の管理 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 10 レスピレーター(人工呼吸器) | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 11 モニター測定(血圧・心拍等) | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 12 尿カテーテル(留置カテーテル等) | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 13 気管切開部の処置 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 14 在宅ターミナルケアの対応 | 診療内容に合致するものを選択 |
| ④他の施設との連携 | 1 病院との連携 | 常時病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択 |
| | 2 診療所との連携 | 常時診療所と共同して在宅医療を実施している場合に選択 |

【歯科診療所用】

別表1

| 厚生労働省令で定めるもの | 厚生労働大臣が定めるもの | 記載上の留意事項 |
|--------------|------------------|-----------------------------------|
| | 3 訪問看護ステーションとの連携 | 常時訪問看護ステーションと共同して在宅医療を実施している場合に選択 |
| | 4 居宅介護支援事業所との連携 | 常時居宅介護支援事業所と共同して在宅医療を実施している場合に選択 |
| | 5 薬局との連携 | 常時病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択 |
| 7) 医療従事者 | 1 医師 | |
| | 2 歯科医師 | |
| | 3 薬剤師 | |
| | 4 看護師及び准看護師 | |
| | 5 助産師 | |
| | 6 歯科衛生士 | |
| | 7 診療放射線技師 | |
| | 8 理学療法士 | |
| | 9 作業療法士 | |

医療機関の医療機能に関する情報【助産所】

| 1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項 | 詳細 | 記載上の留意事項 |
|--------------------------|----------------|--|
| (1)基本情報 | | |
| 1 助産所の名称 | | |
| 2 助産所の開設者 | | |
| 3 助産所の管理者 | | |
| 4 助産所の所在地 | | |
| 5 助産所の案内用の電話番号及びFAX番号 | | |
| 6 就業日 | | 助産所において業務を行っている曜日及び休業日等を記載 |
| 7 就業時間 | | 助産所において業務を行っている時間を記載 |
| (2)助産所へのアクセス | | |
| 8 助産所までの主な利用交通手段 | | 助産所の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から助産所までの主な交通手段、所要時間等を記載 |
| 9 助産所の駐車場 | (i) 駐車場の有無 | 敷地内及び隣接地(概ね徒歩5分圏内)に駐車場を保有しているかどうか。 |
| | (ii) 駐車台数 | (i)の駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載 |
| | (iii) 有料又は無料の別 | (i)の駐車場の有料・無料の区別を記載(有料の場合、料金を記載することも差し支えない。) |
| 10 案内用ホームページアドレス | | 患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載 |
| 11 案内用電子メールアドレス | | 患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載 |
| 12 面会の日及び時間帯 | | |
| 13 外来受付時間 | | |
| 14 予約の有無 | | |
| 15 助産所の業務形態 | | 別紙1の1) |
| 16 時間外における対応の有無 | | 就業時間以外における対応が可能かどうか。 |
| (3)院内サービス・アメニティ | | |
| 17 対応することができる外国語の種類 | | |
| 18 障害者に対するサービス内容 | | 別紙1の2) |
| 19 車椅子利用者に対するサービス内容 | | 別紙1の3) |
| 20 受動喫煙を防止するための措置 | | 別紙1の4) |
| (4)費用負担等 | | |
| 21 クレジットカードによる料金の支払いの可否 | | |

| | | |
|-------------------------|------------------------------------|--|
| 2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項 | | |
| (1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス | | |
| 22 | 家族付き添い室の有無 | 出産等に際して、付添者が待機できる部屋があるかどうか。 |
| 23 | 妊産婦等に対する相談又は指導 | 別紙1の5) |
| 3. 医療の実績、結果に関する事項 | | |
| 24 | 助産所の人員配置 (i) 医療従事者の人員数 | 別紙1の6) 常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数とを足しあわせた数について記載する。なお、担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務によって計上し、看護師及び助産師の免許を併せて有する者については、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上する。 |
| 25 | 分娩取扱数 | 報告する年度の前年度の分娩件数 |
| 26 | 妊産婦等満足度の調査 (i) 妊産婦等満足度の調査の実施の有無 | 妊産婦等に対し、助産所の満足度に関するアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。 |
| | (ii) 妊産婦等満足度の調査結果の提供の有無 | (i) のアンケート等の結果を患者等の求めに応じて提供しているかどうか。 |

【助産所用】

別表1

| | 厚生労働省令で定めるもの | 厚生労働大臣が定めるもの | 記載上の留意事項 |
|----|---------------|------------------------|---|
| 1) | 助産所の業務形態 | 1 助産所内における業務の実施 | |
| | | 2 出張による業務の実施 | |
| 2) | 障害者に対する配慮 | 1 手話による対応 | |
| | | 2 施設内の情報の表示 | 視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること |
| | | 3 音声による情報の伝達 | 音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること |
| | | 4 施設内点字ブロックの設置 | |
| | | 5 点字による表示 | 点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること |
| 3) | 車椅子利用者に対する配慮 | 1 施設のバリアフリー化の実施 | 高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること |
| 4) | 受動喫煙防止対策 | 1 施設内における全面禁煙の実施 | |
| | | 2 喫煙室の設置 | 出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋を備えていること |
| 5) | 妊婦等に対する相談又は指導 | 1 周産期相談 | |
| | | 2 母乳育児相談 | その他の育児相談も含む。 |
| | | 3 栄養相談 | |
| | | 4 家族計画指導(受胎調節実地指導を含む。) | |
| | | 5 女性の健康相談 | |
| | | 6 訪問相談又は訪問指導 | 思春期の保健対策と健康教育を含む。 |
| 6) | 医療従事者 | 4 看護師及び准看護師 | |
| | | 5 助産師 | |

【対応可能な疾患・治療内容】

別表2

※全体に係る留意事項

- 実施件数が求められている項目については、報告する年度の前年度に実施された件数を記載すること
- 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているものを対象とし、公的医療保険による療養等の給付又は公費負担医療に係る給付として実施するものに限ること(ただし、「正常分娩」、「成人の歯科矯正治療」を除く)
- リハビリ領域において、実施件数とは取り扱った実患者数とする。

| | 領域 | | 対応可能な措置・疾患 | 件数 | 記載上の留意事項 |
|----|--------------|----|---------------------|----|--------------------------------|
| 47 | 1) 皮膚・形成外科領域 | 1 | 皮膚・形成外科領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 2 | 真菌検査(顕微鏡検査) | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 3 | 皮膚生検 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 4 | 凍結療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 5 | 光線療法(紫外線・赤外線・PUVA) | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 6 | 中等症の熱傷の入院治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 7 | 顔面外傷の治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 8 | 皮膚悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「皮膚悪性腫瘍切除術」を算定しているもの |
| | | 9 | 皮膚悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 10 | 良性腫瘍又は母斑その他の切除・縫合手術 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 11 | マイクロサージェリーによる遊離組織移植 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 12 | 唇顎口蓋裂手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「顎・口蓋裂形成手術」を算定しているもの |
| | | 13 | アトピー性皮膚炎の治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |

| | 領域 | | 対応可能な措置・疾患 | 件数 | 記載上の留意事項 |
|----|----------|------|---|----|--|
| 2) | 神経・脳血管領域 | 1 | 神経・脳血管領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 2 | 脳波検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 3 | 長期継続頭蓋内脳波検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 4 | 光トポグラフィー | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 5 | 神経磁気診断 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 6 | 頭蓋内圧持続測定 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 7 | 頸部動脈血栓内膜剥離術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「動脈血栓内膜摘出術 2内頸動脈」を算定しているもの |
| | | 8-1 | 選択的脳血栓・塞栓溶解術(終日対応することができるものに限る。) | ○ | 医科診療報酬点数表の「選択的脳血栓・塞栓溶解術」を算定しているもの |
| | | 8-2 | 上記以外の選択的脳血栓・塞栓溶解術 | | |
| | | 9 | 抗血栓療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 10-1 | 頭蓋内血腫除去術(終日対応することができるものに限る。) | ○ | 医科診療報酬点数表の「頭蓋内血腫除去術(開頭して行うもの)」を算定しているもの |
| | | 10-2 | 上記以外の頭蓋内血腫除去術 | | |
| | | 11-1 | 脳動脈瘤根治術(被包術、クリッピング)(終日対応することができるものに限る。) | ○ | 医科診療報酬点数表の「脳動脈瘤被包術」「脳動脈瘤流入血管クリッピング(開頭して行うもの)」「脳動脈瘤頭部クリッピング」を算定しているもの |
| | | 11-2 | 上記以外の脳動脈瘤根治術(被包術、クリッピング) | | |
| | | 12 | 脳動静脈奇形摘出術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「脳動静脈奇形摘出術」を算定しているもの |
| | | 13 | 脳血管内手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「脳血管内手術」を算定しているもの |
| | | 14 | 脳腫瘍摘出術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「頭蓋内腫瘍摘出術」を算定しているもの |
| | | 15 | 脊髄腫瘍摘出術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「脊髄腫瘍摘出術」を算定しているもの |
| | | 16 | 悪性脳腫瘍放射線療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 17 | 悪性脳腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 18 | 小児脳外科手術 | ○ | 乳児・幼児・学童に対し脳外科的な手術を行ったもの(概数で差し支えない) |
| | | 19 | てんかん手術を含む機能的脳神経手術 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | | | | |

| | 領域 | 対応可能な措置・疾患 | 件数 | 記載上の留意事項 |
|----|--------------|-------------------------------|----|-----------------------------|
| 49 | 3) 精神科・神経科領域 | 1 精神科・神経科領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 2 臨床心理・神経心理検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 3 精神療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 4 精神分析療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 5 心身医学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 6 終夜睡眠ポリグラフィー | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 7 禁煙指導(ニコチン依存症管理) | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 8 思春期のうつ病又は躁うつ病 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 9 睡眠障害 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 10 摂食障害(拒食症・過食症) | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 11 アルコール依存症 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 12 薬物依存症 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 13 神経症性障害(強迫性障害、不安障害、パニック障害等) | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 14 認知症 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 15 心的外傷後ストレス障害(PTSD) | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 16 発達障害(自閉症、学習障害等) | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 17 精神科ショート・ケア | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 18 精神科デイ・ケア | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 19 精神科ナイト・ケア | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 20 精神科デイ・ナイト・ケア | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 21 重度認知症患者デイ・ケア | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |

| | 領域 | | 対応可能な措置・疾患 | 件数 | 記載上の留意事項 |
|----|--------|----|----------------|----|--|
| 4) | 眼領域 | 1 | 眼領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 2 | 硝子体手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「硝子体注入・吸引術」「硝子体切除術」「硝子体茎頭顕微鏡下離断術」又は、「増殖性硝子体網膜症手術」を算定しているもの |
| | | 3 | 水晶体再建術(白内障手術) | ○ | 医科診療報酬点数表の「水晶体再建術」を算定しているもの |
| | | 4 | 緑内障手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「緑内障手術」を算定しているもの |
| | | 5 | 網膜光凝固術(網膜剥離手術) | ○ | 医科診療報酬点数表の「網膜光凝固術」を算定しているもの |
| | | 6 | 斜視手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「斜視手術」を算定しているもの |
| | | 7 | 角膜移植術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「角膜移植術」を算定しているもの |
| | | 8 | コンタクトレンズ検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 9 | 小児視力障害診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| 5) | 耳鼻咽喉領域 | 1 | 耳鼻咽喉領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 2 | 喉頭ファイバースコープ | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 3 | 純音聴力検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 4 | 補聴器適合検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 5 | 電気味覚検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 6 | 小児聴力障害診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 7 | 鼓室形成手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「鼓室形成手術」を算定しているもの |
| | | 8 | 副鼻腔炎手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「上顎洞開窓術」「上顎洞根本手術」「鼻内上顎洞根本手術」「鼻内篩骨洞手術」「篩骨洞鼻外手術」「鼻内前頭洞手術」「前頭洞根本手術」「鼻内蝶形洞手術」「上顎洞篩骨洞根本手術」「前頭洞篩骨洞根本手術」「篩骨洞蝶形洞手術」「上顎洞篩骨洞蝶形洞根本手術」「上顎洞篩骨洞前頭洞根本手術」「前頭洞篩骨洞蝶形洞根本手術」又は、「汎副鼻腔根本手術」を算定しているもの |
| | | 9 | 内視鏡下副鼻腔炎手術 | ○ | 上記手術について医科診療報酬点数表の「副鼻腔手術用内視鏡加算」を算定しているもの |
| | | 10 | 舌悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「舌悪性腫瘍手術」を算定しているもの |
| | | 11 | 舌悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 12 | 舌悪性腫瘍放射線療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |

| | 領域 | | 対応可能な措置・疾患 | 件数 | 記載上の留意事項 |
|----|--------|----|-------------------------|----|---|
| | | 13 | 咽頭悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「咽頭悪性腫瘍手術」を算定しているもの |
| | | 14 | 咽頭悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 15 | 咽頭悪性腫瘍放射線療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 16 | 喉頭悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「喉頭悪性腫瘍手術」を算定しているもの |
| | | 17 | 喉頭悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 18 | 喉頭悪性腫瘍放射線療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 19 | 摂食機能障害の治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| 6) | 呼吸器領域 | 1 | 呼吸器領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 2 | 気管支ファイバースコピー | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 3 | 肺悪性腫瘍摘出術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「肺悪性腫瘍手術」を算定しているもの |
| | | 4 | 胸腔鏡下肺悪性腫瘍摘出術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術」を算定しているもの |
| | | 5 | 肺悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 6 | 肺悪性腫瘍放射線療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 7 | 在宅持続陽圧呼吸療法(睡眠時無呼吸症候群治療) | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 8 | 在宅酸素療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| 7) | 消化器系領域 | 1 | 消化器系領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 2 | 上部消化管内視鏡検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 3 | 上部消化管内視鏡的切除術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術」を算定しているもの |
| | | 4 | 下部消化管内視鏡検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 5 | 下部消化管内視鏡的切除術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術」又は、「内視鏡的大腸ポリープ切除術」を算定しているもの |
| | | 6 | 虫垂切除術(ただし、乳幼児に係るものを除く。) | ○ | 医科診療報酬点数表の「虫垂切除術」を算定しているもの(乳幼児に実施したものを除く) |

| 領域 | 対応可能な措置・疾患 | 件数 | 記載上の留意事項 |
|--------------|------------------|----|---|
| | 7 食道悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「食道悪性腫瘍手術」又は「食道悪性腫瘍手術(消化管再建手術を併施するもの)」を算定しているもの |
| | 8 食道悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 9 食道悪性腫瘍放射線療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 10 胃悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「胃切除術」又は「胃全摘術」を算定しているもの |
| | 11 腹腔鏡下胃悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下胃切除術」又は「腹腔鏡下胃全摘術」を算定しているもの |
| | 12 胃悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 13 胃悪性腫瘍放射線療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 14 大腸悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「結腸切除術 3全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術」又は「直腸切除・切断術」を算定しているもの |
| | 15 腹腔鏡下大腸悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下結腸悪性腫瘍手術」「腹腔鏡下直腸切除術」又は「腹腔鏡下直腸低位前方切除術」を算定しているもの |
| | 16 大腸悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 17 人工肛門の管理 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| 8) 肝・胆道・膵臓領域 | 1 肝・胆道・膵臓領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 2 肝生検 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 3 肝悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「肝切除術」を算定しているもの |
| | 4 肝悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 5 胆道悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「胆管悪性腫瘍手術」を算定しているもの |
| | 6 胆道悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 7 開腹による胆石症手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「胆管切開術」「胆嚢切開結石摘出術」「胆管切開結石摘出術」又は、「胆嚢摘出術」を算定しているもの |
| | 8 腹腔鏡下胆石症手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下胆管切開結石摘出術」又は「腹腔鏡下胆嚢摘出術」を算定しているもの |
| | 9 内視鏡的胆道ドレナージ | ○ | 医科診療報酬点数表の「内視鏡的胆道ステント留置術」を算定しているもの |

| | 領域 | 対応可能な措置・疾患 | 件数 | 記載上の留意事項 |
|----|--------|--|----|---|
| | | 10 経皮経肝的胆道ドレナージ | ○ | 医科診療報酬点数表の「胆管外瘻造設術 経皮経肝によるもの」「経皮経肝胆管ステント挿入術」又は、「肝内胆管外瘻造設術 経皮経肝によるもの」を算定しているもの |
| | | 11 膵悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「膵体尾部腫瘍切除術」「膵頭部腫瘍切除術」又は、「膵全摘術」を算定しているもの |
| | | 12 膵悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 13 膵悪性腫瘍放射線療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 14 体外衝撃波胆石破碎術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「体外衝撃波胆石破碎術(一連につき)」を算定しているもの |
| | | 15 生体肝移植 | ○ | 医科診療報酬点数表の「生体部分肝移植」を算定しているもの |
| 9) | 循環器系領域 | 1 循環器系領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 2 ホルター型心電図検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 3-1 心臓カテーテル法による諸検査(終日対応することができるものに限る。) | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 3-2 上記以外の心臓カテーテル法による諸検査 | | |
| | | 4 心臓カテーテル法による血管内視鏡検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 5 冠動脈バイパス術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「冠動脈、大動脈バイパス移植術」又は「冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないもの)」を算定しているもの |
| | | 6 経皮的冠動脈形成術(PTCA) | ○ | 医科診療報酬点数表の「経皮的冠動脈形成術(高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの)」を算定しているもの |
| | | 7 経皮的冠動脈血栓吸引術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「経皮的冠動脈血栓吸引術」を算定しているもの |
| | | 8 経皮的冠動脈ステント留置術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「経皮的冠動脈ステント留置術」を算定しているもの |
| | | 9 弁膜症手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「弁形成術」又は「弁置換術」を算定しているもの |
| | | 10 開心術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「弁形成術」又は「弁置換術」以外の開心術を算定しているもの |
| | | 11 大動脈瘤手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「大動脈瘤切除術」を算定しているもの |
| | | 12 下肢静脈瘤手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「下肢静脈瘤手術」を算定しているもの |
| | | 13 ペースメーカー移植術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「ペースメーカー移植術」を算定しているもの |
| | | 14 ペースメーカー管理 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |

| | 領域 | | 対応可能な措置・疾患 | 件数 | 記載上の留意事項 |
|-----|----------|----|----------------|----|--|
| 10) | 腎・泌尿器系領域 | 1 | 腎・泌尿器系領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 2 | 膀胱鏡検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 3 | 腎生検 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 4 | 血液透析 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 5 | 夜間透析 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 6 | 腹膜透析(CAPD) | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 7 | 体外衝撃波腎・尿路結石破碎術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「体外衝撃波腎・尿管結石破碎術(一連につき)」を算定しているもの |
| | | 8 | 腎悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「腎(尿管)悪性腫瘍手術」を算定しているもの |
| | | 9 | 腎悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 10 | 膀胱悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「膀胱悪性腫瘍手術」を算定しているもの |
| | | 11 | 膀胱悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| 54 | | 12 | 前立腺悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「前立腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの |
| | | 13 | 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの |
| | | 14 | 前立腺悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 15 | 前立腺悪性腫瘍放射線療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 16 | 生体腎移植 | ○ | 医科診療報酬点数表の「同種腎移植術」を生体腎を移植し算定しているもの |
| | | 17 | 尿失禁の治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | | | | |

| | 領域 | | 対応可能な措置・疾患 | 件数 | 記載上の留意事項 |
|-----|-------|----|--------------|----|---|
| 11) | 産科領域 | 1 | 産科領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 2 | 正常分娩 | ○ | 診療報酬点数表において算定されているもの以外のものも可 |
| | | 3 | 選択帝王切開術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「帝王切開術 2選択帝王切開」を算定しているもの |
| | | 4 | 緊急帝王切開術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「帝王切開術 1緊急帝王切開」を算定しているもの |
| | | 5 | 卵管形成手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「卵管形成術(卵管・卵巣移植、卵管架橋等)」を算定しているもの |
| | | 6 | 卵管鏡下卵管形成術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「卵管鏡下卵管形成術」を算定しているもの |
| | | 7 | ハイリスク妊産婦共同管理 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| 12) | 婦人科領域 | 1 | 婦人科領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 2 | 更年期障害治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 3 | 子宮筋腫摘出術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「子宮筋腫摘出(核出)術」を算定しているもの |
| | | 4 | 腹腔鏡下子宮筋腫摘出術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下子宮筋腫摘出(核出)術」を算定しているもの |
| | | 5 | 子宮悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「子宮悪性腫瘍手術」を算定しているもの |
| | | 6 | 子宮悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 7 | 子宮悪性腫瘍放射線療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 8 | 卵巣悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「子宮附属器悪性腫瘍手術(両側)」を算定しているもの |
| | | 9 | 卵巣悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 10 | 卵巣悪性腫瘍放射線療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| 13) | 乳腺領域 | 1 | 乳腺領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 2 | 乳腺悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「乳腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの |
| | | 3 | 乳腺悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 4 | 乳腺悪性腫瘍放射線療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |

| | 領域 | | 対応可能な措置・疾患 | 件数 | 記載上の留意事項 |
|----|-----------------|----|---------------------------|----|---|
| 96 | 14) 内分泌・代謝・栄養領域 | 1 | 内分泌・代謝・栄養領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 2 | 内分泌機能検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 3 | インスリン療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 4 | 糖尿病患者教育(食事療法、運動療法、自己血糖測定) | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 5 | 糖尿病による合併症に対する継続的な管理及び指導 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 6 | 甲状腺腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)」又は「甲状腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの |
| | | 7 | 甲状腺悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 8 | 甲状腺悪性腫瘍放射線療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 9 | 副腎悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「副腎悪性腫瘍手術」を算定しているもの |
| | | 10 | 副腎腫瘍摘出術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「副腎腫瘍摘出術」を算定しているもの |
| | 15) 血液・免疫系領域 | 1 | 血液・免疫系領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 2 | 骨髄生検 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 3 | リンパ節生検 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 4 | 血液細胞核酸増幅同定検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 5 | 白血病化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 6 | 白血病放射線療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 7 | 骨髄移植 | ○ | 医科診療報酬点数表の「骨髄移植」を算定しているもの |
| | | 8 | 臍帯血移植 | ○ | 医科診療報酬点数表の「臍帯血移植」を算定しているもの |
| | | 9 | リンパ組織悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 10 | リンパ組織悪性腫瘍放射線療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 11 | 血液凝固異常の診断及び治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |

| | 領域 | | 対応可能な措置・疾患 | 件数 | 記載上の留意事項 |
|-----|-------------|----|-----------------------|----|--|
| | | 12 | エイズ診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 13 | アレルギーの減感作療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| 16) | 筋・骨格系及び外傷領域 | 1 | 筋・骨格系及び外傷領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 2 | 関節鏡検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 3 | 手の外科手術 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 4 | アキレス腱断裂手術(筋・腱手術) | ○ | 医科診療報酬点数表の「アキレス腱断裂手術」を算定しているもの |
| | | 5 | 骨折観血的手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「骨折観血的手術」を算定しているもの |
| | | 6 | 人工股関節置換術(関節手術) | ○ | 医科診療報酬点数表の「人工関節置換術 肩、股、膝」を股関節について算定しているもの(概数で差し支えない) |
| | | 7 | 人工膝関節置換術(関節手術) | ○ | 医科診療報酬点数表の「人工関節置換術 肩、股、膝」を膝関節について算定しているもの(概数で差し支えない) |
| 57 | | 8 | 脊椎手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「椎弓切除術」「内視鏡下椎弓切除術」「椎弓形成術」「黄色靭帯骨化症手術」「脊椎、骨盤腫瘍切除術」「脊椎、骨盤悪性腫瘍手術」「脊椎披裂手術」「脊椎骨切り術」「脊椎固定術」「脊椎側彎症手術」「内視鏡下脊椎固定術(胸椎又は腰椎前方固定)」又は、「体外式脊椎固定術」を算定しているもの |
| | | 9 | 椎間板摘出術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「椎間板摘出術」を算定しているもの |
| | | 10 | 椎間板ヘルニアに対する内視鏡下椎間板摘出術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「内視鏡下椎間板摘出(切除)術」を算定しているもの |
| | | 11 | 軟部悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「四肢・躯幹部悪性腫瘍手術」を算定しているもの |
| | | 12 | 軟部悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 13 | 骨悪性腫瘍手術 | ○ | 医科診療報酬点数表の「骨悪性腫瘍手術」を算定しているもの |
| | | 14 | 骨悪性腫瘍化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 15 | 小児整形外科手術 | ○ | 乳児・幼児・学童に対して整形外科的な手術を行ったもの(概数で差し支えない) |
| | | 16 | 義肢装具の作成及び評価 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |

| | 領域 | | 対応可能な措置・疾患 | 件数 | 記載上の留意事項 |
|-----|--------|----|----------------------------|----|---------------------------------------|
| 17) | リハビリ領域 | 1 | 視能訓練 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 2 | 摂食機能療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 3 | 心大血管疾患リハビリテーション | ○ | 医科診療報酬点数表の「心大血管疾患リハビリテーション料」を算定しているもの |
| | | 4 | 脳血管疾患等リハビリテーション | ○ | 医科診療報酬点数表の「脳血管疾患等リハビリテーション料」を算定しているもの |
| | | 5 | 運動器リハビリテーション | ○ | 医科診療報酬点数表の「運動器リハビリテーション料」を算定しているもの |
| | | 6 | 呼吸器リハビリテーション | ○ | 医科診療報酬点数表の「呼吸器リハビリテーション料」を算定しているもの |
| | | 7 | 難病患者リハビリテーション | ○ | 医科診療報酬点数表の「難病患者リハビリテーション料」を算定しているもの |
| | | 8 | 障害児リハビリテーション又は障害者リハビリテーション | ○ | 医科診療報酬点数表の「障害児(者)リハビリテーション料」を算定しているもの |
| | | | | | |
| 18) | 小児領域 | 1 | 小児領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 2 | 小児循環器疾患 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 3 | 小児呼吸器疾患 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 4 | 小児腎疾患 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 5 | 小児神経疾患 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 6 | 小児アレルギー疾患 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 7 | 小児自己免疫疾患 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 8 | 小児糖尿病 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 9 | 小児内分泌疾患 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 10 | 小児先天性代謝疾患 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 11 | 小児血液疾患 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 12 | 小児悪性腫瘍 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 13 | 小児外科手術 | ○ | 乳児・幼児・学童に対し外科的な手術を行ったもの(概数で差し支えない) |
| | | 14 | 小児の脳炎又は髄膜炎 | ○ | 乳児・幼児・学童の脳炎や髄膜炎の加療を行ったもの(概数で差し支えない) |

| 領域 | 対応可能な措置・疾患 | 件数 | 記載上の留意事項 |
|-------------|-----------------------|----|--|
| | 15 小児の腸重積 | ○ | 医科診療報酬点数表の「腸重積症整復術」を算定し、「乳幼児加算」を加算しているもの |
| | 16 乳幼児の育児相談 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 17 夜尿症の治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 18 小児食物アレルギー負荷検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| 19) 麻酔領域 | 1 麻酔科標榜医による麻酔(麻酔管理) | ○ | 医科診療報酬点数表の「麻酔管理料」を算定しているもの |
| | 2 全身麻酔 | ○ | 医科診療報酬点数表の「マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔」を算定しているもの |
| | 3 硬膜外麻酔 | ○ | 医科診療報酬点数表の「硬膜外麻酔」を算定しているもの |
| | 4 脊椎麻酔 | ○ | 医科診療報酬点数表の「脊椎麻酔」を算定しているもの |
| | 5 神経ブロック | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 6 硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続注入 | ○ | 医科診療報酬点数表の「硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続的注入(1日につき)(チューブ挿入当日を除く。)」を算定しているもの |
| 20) 緩和ケア領域 | 1 医療用麻薬によるがん疼痛治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 2 緩和的放射線療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 3 がんに伴う精神症状のケア | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| 21) 放射線治療領域 | 1 体外照射 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 2 ガンマナイフによる定位放射線治療 | ○ | 医科診療報酬点数表の「ガンマナイフによる定位放射線治療」を算定しているもの |
| | 3 直線加速器による定位放射線治療 | ○ | 医科診療報酬点数表の「直線加速器による定位放射線治療」を算定しているもの |
| | 4 密封小線源照射 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 5 術中照射 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |

| | 領域 | | 対応可能な措置・疾患 | 件数 | 記載上の留意事項 |
|-----|------|---|---------------------------------------|----|---|
| 22) | 画像診断 | 1 | 画像診断管理(専ら画像診断を担当する医師による読影) | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 2 | 遠隔画像診断 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 3 | 単純CT撮影 | ○ | 医科診療報酬点数表の「コンピューター断層撮影(一連につき) 単純CT撮影」を算定しているもの |
| | | 4 | 特殊CT撮影 | ○ | 医科診療報酬点数表の「コンピューター断層撮影(一連につき) 特殊CT撮影(管腔描出を行った場合)」を算定しているもの |
| | | 5 | MRI撮影 | ○ | 医科診療報酬点数表の「磁気共鳴コンピューター断層撮影(一連につき)」を算定しているもの |
| | | 6 | マンモグラフィー検査(乳房撮影) | ○ | 医科診療報酬点数表の「撮影 乳房撮影(一連につき)」を算定しているもの |
| | | 7 | ポジトロン断層撮影(PET)又はポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影 | ○ | 医科診療報酬点数表の「ポジトロン断層撮影」「ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(一連の検査につき)」を算定しているもの |
| 23) | 病理診断 | 1 | 病理診断(専ら病理診断を担当する医師による診断) | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 2 | 病理迅速検査 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| 24) | 歯科領域 | 1 | 歯科領域の一次診療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 2 | 成人の歯科矯正治療 | | 診療報酬点数表において算定されているもの以外のものも可 |
| | | 3 | 唇顎口蓋裂の歯科矯正治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 4 | 顎変形症の歯科矯正治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 5 | 障害者の歯科治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 6 | 摂食機能障害の治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |

| | 領域 | | 対応可能な措置・疾患 | 件数 | 記載上の留意事項 |
|-----|--------|---|---------------------------|----|---|
| 25) | 口腔外科領域 | 1 | 埋伏歯抜歯 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 2 | 顎関節症治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 3 | 顎変形症治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 4 | 顎骨骨折治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 5 | 口唇、舌若しくは口腔粘膜の炎症、外傷又は腫瘍の治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 6 | 唇顎口蓋裂治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | | | | |
| 26) | その他 | 1 | 漢方医学 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 2 | 鍼灸治療 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 3 | 外来における化学療法 | | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | | 4 | 在宅における看取り | ○ | 医科診療報酬点数表の「在宅患者訪問診療料(1日につき)」の「在宅ターミナルケア加算」を算定しているもの |